

資 料 編

1 委員名簿等

(1) 協議会

区 分		所 属 等	氏 名
学識経 験者	会長	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	大原 一興
	副会長	文教大学 国際学部 教授	海津ゆりえ
		産業能率大学 情報マネジメント学部 元教授	斉藤 進
公募による市民			石井 勇 堀場 浩平 白石 航平 (杉山 徹)
公共的団体等		茅ヶ崎地区まちぢから協議会 会長	城田 禎行
福祉団体等		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長	若林 英俊 (海野 誠)
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会 相談役	柏崎 周一
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 理事長	高丸 やい子 (太田 克之)
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長	瀧井 正子
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	沼田 ユミ (遠藤 明子)
		茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会 会長	上杉 桂子
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会 監事	今井 達夫 (鈴木 実)
		地域生活支援センター元町の家	瀬川 直人
		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 副会長	牧野 浩子
		茅ヶ崎市聴覚障害者協会	浅川 晴美
商工業関係者		茅ヶ崎商工会議所 常議員	山口 洋一郎
公共交通事業者		東日本旅客鉄道(株) 横浜支社企画総務部経営戦略ユニット マネージャー	山根 寛
		神奈川中央交通(株) 運輸営業部 課長 (運輸計画部 課長)	村上 猛昭 (佐藤 勝太)
		神奈川中央交通(株) 茅ヶ崎営業所 所長	栗林 康夫 (橋 俊彦)
		一般社団法人神奈川県タクシー協会 相模支部 茅ヶ崎地区長	大澤 武廣
行政関係者		国土交通省関東地方整備局横浜国道事務所 交通対策課 課長	古川 伸一 (吉野 哲也)
		国土交通省関東運輸局 交通政策部バリアフリー推進課 課長	杉田 美千代 (宮澤 豊)
		神奈川県藤沢土木事務所 道路維持課 課長	高阪 利光 (坂口 勝利)
		神奈川県茅ヶ崎警察署 交通課 課長	小林 将人 (奥山 重則)
		茅ヶ崎市 理事兼福祉部長	内藤 喜之

行政関係者	茅ヶ崎市 建設部長	寺尾 恵一
	茅ヶ崎市 教育総務部長	白鳥 慶記 (中山 早恵子)
	茅ヶ崎市 都市部長	後藤 祐史

()は前任者、令和5(2023)年6月19日時点

(2) 市民部会

区 分		所 属 等	氏 名
学識経 験者	部会長	横浜国立大学大学院 都市イノベーション研究院 教授	大原 一興
	副部会長	文教大学 国際学部 教授	海津ゆりえ
		産業能率大学 情報マネジメント学部 元教授	斉藤 進
公募による市民			石井 勇 堀場 浩平 白石 航平 (杉山 徹)
公共的団体等		茅ヶ崎地区まちぢから協議会 会長	城田 禎行
福祉団体等		社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会 事務局長	若林 英俊 (海野 誠)
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会 相談役	柏崎 周一
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会 理事長	高丸 やい子 (太田 克之)
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会 会長	瀧井 正子
		茅ヶ崎市民生委員児童委員協議会	沼田 ユミ (遠藤 明子)
		茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会 会長	上杉 桂子
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会 監事	今井 達夫 (鈴木 実)
		地域生活支援センター元町の家	瀬川 直人
		茅ヶ崎市肢体不自由児者父母の会 副会長	牧野 浩子
		茅ヶ崎市聴覚障害者協会	浅川 晴美

()は前任者、令和5(2023)年4月4日時点

(3) 協力者所属一覧

区 分		所 属 等
協力者所 属一 覧	福祉団体等	社会福祉法人茅ヶ崎市社会福祉協議会
		茅ヶ崎市老人クラブ連合会
		茅ヶ崎市身体障害者福祉協会
		茅ヶ崎手をつなぐ育成会
		茅ヶ崎寒川地区自閉症児・者親の会
		茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会
		茅ヶ崎駅北口子育て支援センター
		茅ヶ崎駅南口子育て支援センター
		茅ヶ崎市国際交流協会
		茅ヶ崎録音奉仕会
		一般社団法人 4Hearts
		にじ色のたねを育てる会

2 検討経緯

(1) 協議会の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回推進協議会 令和4(2022)年8月16日	● バリアフリー基本構想の改定について ● 市民部会の取組状況について
2	第2回推進協議会 令和4(2022)年10月25日	● 次期基本構想の改定方針及び骨子案について ● 特定事業の検討の進め方
3	第3回推進協議会 令和5(2023)年1月25日	● 次期基本構想(素案)について
4	第4回推進協議会 令和5(2023)年3月20日	● 次期基本構想(素案)について
5	第5回推進協議会 令和5(2023)年8月21日	● 次期基本構想(案)について

(2) 市民部会の開催

回	会議名及び開催日	内容
1	第1回市民部会 令和4(2022)年8月16日	● 今年度の取組について
2	市民へのヒアリング調査 令和4(2022)年9月14日	● 利用者の視点から、バリアフリーの課題や評価に関する意見交換を実施 - テーマ① バリアフリー化されてよかった点 - テーマ② さらなるバリアフリー化が必要な点
3	まち歩き点検 令和4(2022)年9月21日	● 現地確認(完了事業及び新規生活関連施設) ● 意見交換
4	第2回市民部会 令和4(2022)年10月14日	● 事業者への検討依頼事項について ● ポスター掲示終了に伴う協力者へのアンケート調査について ● 心のバリアフリー普及啓発について

(3) 市民参加の取組

回	取組及び期間	内容
1	バリアフリーに関する意見募集 令和4(2022)年9月14日～ 10月14日	● 意見募集テーマ ①バリアフリー化されてよかった点 ②さらなるバリアフリー化が必要な点
2	パブリックコメント 令和5(2023)年5月30日～ 6月30日	● パブリックコメントの募集

(4) 特定事業者・庁内調整

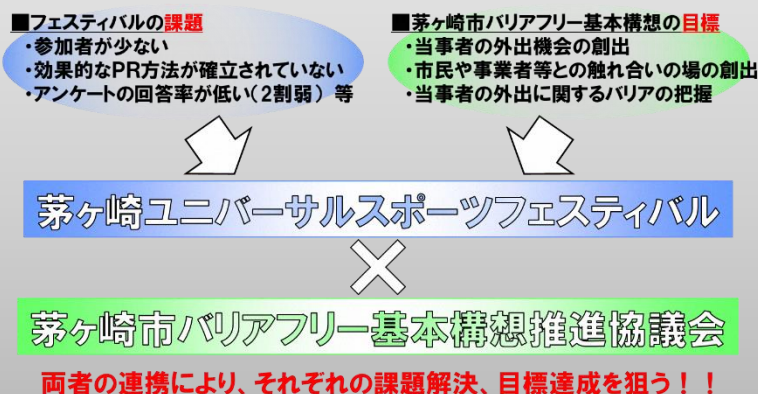
回	会議名及び開催日	内容
1	庁内ヒアリング 令和4(2022)年8月22日 令和4(2022)年9月1日	● 庁内取組シートの作成依頼 ● 上記作成後に再依頼するバリアフリー化推進計画シートの作成依頼 ● 重点整備地区内における生活関連施設・経路の追加・削除・変更の確認依頼
2	特定事業者説明会 <u>庁外事業者</u> 令和4(2022)年8月25日 <u>庁内事業者</u> 令和4(2022)年9月14日	● 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定について ● 令和4年度 進捗状況調査の協力をお願い ● 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想の改定に向けた協力をお願い ● 今後の進め方 ● 意見交換

3 市民部会における心のバリアフリーの推進に向けた取組

普及啓発

1 茅ヶ崎ユニバーサルスポーツフェスティバルへの参加

茅ヶ崎市ユニバーサルスポーツフェスティバルと市民部会の連携による相乗効果を期待し、サウンドテーブルテニスやパネル展、点字体験、アンケートの実施、チラシ配布等の周知を実施しました。



開催日時：平成29(2017)年11月11日(土)午前10時～午後3時

開催趣旨：障がいの有無や体力・体格に関係なく実践できるスポーツを介して市民交流の機会を提供するとともに、障がい者に対するスポーツ、運動の機会の提供を行い、障がい者活動の理解を深める。また、当事者の外出機会の創出により移動経路上にあるバリアを把握する。

実施競技：卓球(サウンドテーブルテニス)、ファミリーバドミントン、スポーツ吹矢、ボッチャ、フライングディスク、ダーツ、輪投げ

市民部会としての取組：

項目	内容	実施状況
サウンドテーブルテニス	●茅ヶ崎市視覚障害者福祉協会の協力により、実演(対戦相手)や案内等を実施 ⇒参加者と障がい者の交流の機会創出	
パネル展 点字体験	●バリアフリーに関する情報提供の場として、パネル展等を実施、あわせて点字体験を実施 ⇒参加者に対して、障がいに対する理解促進を図る	

項目	内容	実施状況
アンケート	● 総合受付においてアンケートを実施し、自宅から会場までの移動経路上のバリア等をアンケートにより回答 ⇒ アンケートを通じ、当事者のニーズを把握	
イベント周知	● 小学生1人1枚チラシ配布、福祉団体等へのチラシ配布(約15,000枚)、SNSでの周知等 ⇒ くまない情報提供や拡散型の周知により、「知る」機会を提供	

成果と課題：参加者は381人と例年の約4倍と大幅に増加しましたが、一方で、障がい者等の参加は36名のみであり、当事者の外出促進が図れたかどうかは課題として残りました。



【参考】参加者アンケートでの自由意見

- ・普段ほとんど運動しないので、気軽に参加でき子どもと楽しめてよかった。
- ・家族で楽しむことができた。また来年来たい。
- ・サウンドテーブルテニスは健常者と障がい者が一緒に楽しめるので良い。等

2 第35回市民ふれあいまつりへの出展

心のバリアフリーの推進に向けて、市民ふれあいまつりにおいて、コミュニティバスの乗車体験や車いすの乗車体験をするためのコーナーを出展し、多くの方にご参加いただきました。

開催日時：平成30(2018)年11月3日(土)

開催趣旨：昭和59(1984)年より、市民の交流の場を提供するとともに、地域福祉及び市民活動団体の進展に寄与すること目的として開催している。

市民部会としての取組：

■バリアフリーに係る普及啓発について

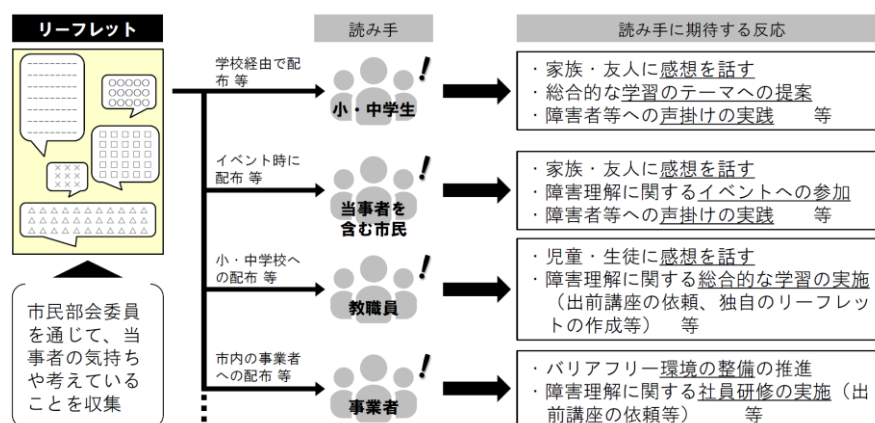
- ・コミュニティバスのスロープの設置及び車いすの配置
⇒「バリアフリー」について「知る」きっかけ作り
- ・車いすを使用した障害物コースの設置
⇒車いす乗車による「バリアフリー」について「考える」きっかけ作り
- ・障がい当事者のコミュニティバス乗車体験
⇒障がい当事者の持つバスへの抵抗の軽減、市民の気付きの醸成

3 障がい特性に対する理解に係るリーフレット作成及び当事者団体へのアンケート実施

市民の意識変化や行動のきっかけとなるリーフレットの作成に向けて、当事者団体へのアンケート等を実施しました。

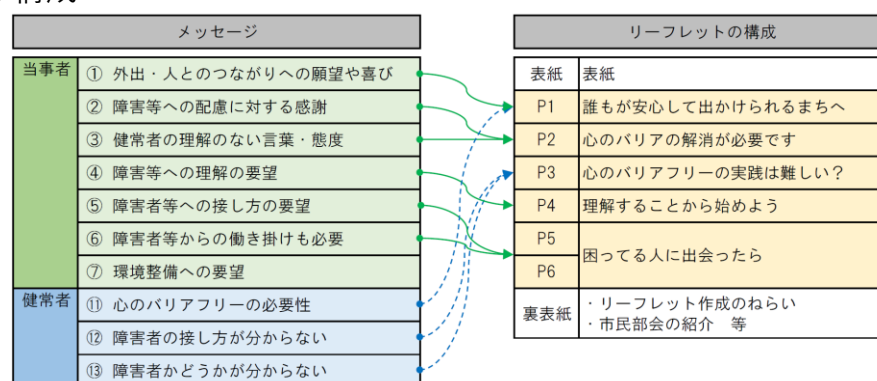
※リーフレット作成は最終段階に入ったタイミングで再検討となり未配付です。

作成趣旨：当事者の声（アイメッセージ）を集めたリーフレットを作成し、様々な機会を通じて、市民に配布することで、読み手に効果的な気づきを与え、市民全体の意識の底上げを図るとともに具体的な行動を期待する。

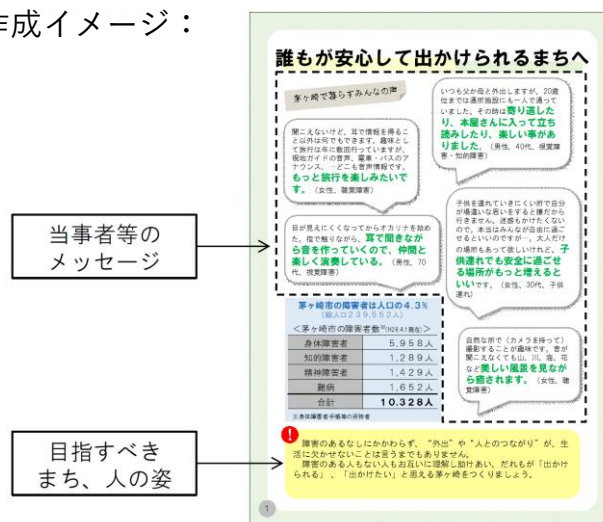


作成方法：当事者等の生の声を収集するため、当事者団体等を通じてメッセージを募集し、その内容をもとにパンフレットを作成。

リーフレットの構成：



リーフレットの作成イメージ：



当事者団体アンケート結果：

分類	回答数	メッセージの例
①外出・人とのつながりへの願望や喜び	10	・旅行が好きです。カルチャーセンターで学びたいけれど聞こえない。皆さんと同じようにいろいろなことを学び、生活の向上を図りたい。 ・目が見えにくくなってからオカリナを始めた。指で触りながら、耳で聞きながら音を作っていくので、仲間と楽しく演奏している。
②障がい等への配慮に対する感謝	10	・横断歩道でもベビーカーで止まっていると「渡って下さい」と車を止めてくれる人がいるので助かります。 ・電車やバスに乗って出かけます。いつも周りの人が気をつけて席をゆずってくれます。
③健常者の理解のない言葉・態度	9	・車いす席に立っている人でなかなか空けてくれない時に声を掛けさせていただきますが、嫌な顔をされると悲しくなります。 ・病院やスーパー、公園などの駐車場で車イス用のスペースに健常の人が停めていることが良くあります。
④障がい等への理解の要望	19	・全盲と弱視は見えにくい人です。その見えにくさも人によって様々です。周りからは見えているように思われることがあって困ります。 ・あなたの周りで赤ちゃんが泣いていると、うるさく感じるかもしれません。でも、赤ちゃんは泣くことで自分の気持ちを伝える時があります。
⑤障がい者等への接し方の要望	26	・あなたが話し掛けようとする相手が、耳が聞こえない人と分かった時は、スマホがお手元にあれば、文字を入力していただけるとありがたいです。 ・「今は青信号ですよ。」とか、「大丈夫ですか」など、声を掛けていただけるとうれしいです。
⑥障がい者等からの働き掛けも必要	3	・私も話す勇気を持って生きていきたいです。 ・目が見えないということを まず自らが認めて 自分のしてほしいこと手伝ってもらいたいことを周りに伝えることが大切だと思います。自分から声を出さないと相手には分かってもらえないと思います。
⑦環境整備への要望	5	・マックのドライブスルー、テレビ画面やタブレット入力できるものがあるといいなあ。 ・高速道路の緊急用 TEL に、聴覚障がい TEL（メール又は、事故用ボタン、故障車用ボタン他）を設置してほしい。
⑧心のバリアフリーの必要性	3	・障がいのあるなしや男性や女性、国籍、年齢など関係なく、同じ地域に住む仲間として助け合い、支え合い、楽しみ合って笑顔で生活する。そんなまちでありたいと思います。
⑨障がい者の接し方が分からない	2	・ホームで人の多い中、上り下りの電車が入ってきた時の人の動きの中で障がい者が人の中で混雑が見えているだけで何の手助けが出来ずです。その障がい者さんに声の掛け方を考えてしまう。どの様に手を出すとか声の掛け方と思っている。
⑩障がい者かどうかが分からない	2	・外見から見るかぎり、障がいのあるかないか分からない人も多い。手助けしようにもそのような方には出来ない。

4 広報ちがさきを活用した普及啓発

心のバリアフリーの普及啓発に向けて、広報ちがさきの欄外を使い、障がい当事者の声や「心のバリアフリー教室」を受講した児童からの感想を発信しました。

◇あなたの“ひと言”にありがとう

実施時期：令和元(2019)年11月1日号～令和4(2022)年12月1日号

取組概要：広報ちがさきの中で定位置を定め、毎月の発行に合わせて障がい者の声や体験を「ありがとう」の言葉を使い発信。

取組例：



取組実績（一部）：

掲載月	記事内容
令和4年 4月1日号	ありがとう！耳の不自由な私から・・・ マスクで口元がみえないこともあり、相手が何かを話していてもわかりません。困っていた時に、UDトークという音声を変換できるアプリを使い、携帯電話の画面を見せて教えてくれた人がいて嬉しかったです。あの時はありがとう。
令和4年 5月1日号	ありがとう！目の不自由な私から・・・ 自転車で私を追い越すときに、わざわざ降りて「横を通ります」と声を掛けてくれた方がいました。白状に気づいて一言を掛けてもらえると、周囲の状況が分かり安心して外出することができます。
令和4年 6月1日号	ありがとう！知的障がいのある娘の母親から・・・ 先日、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に行った時のことです。問診の先生は、付き添いの私だけでなく本人の顔を見て、分かるように質問してくださり、娘もちゃんと答えることができました。その後も落ち着いて接種を受けることができました。
令和4年 7月1日号	ありがとう！ヘルプマーク*を付けている息子を持つ母親から・・・ 19才の息子は知的障がいがあり、とっさの判断ができません。先日1人で歩いていたところ、うっかり車道に飛び出し、通りかかった方がヘルプマークを見て、「こっちだよ」と歩道に戻してくださったとのこと。地域の方のご理解に感謝です。
令和4年 8月1日号	ありがとう、高齢者の私から・・・ つえを突きながら毎日の散歩が日課です。たまに歩道でスピードをあげた自転車にドキッとすることがあります。でも先日は自転車から降りて「失礼します」と声を掛け、追い越してくれた方がいました。私のペースを気遣ってくれて嬉しかったです。ありがとう。

◇「心のバリアフリー教室」から届いた感想

実施時期：令和5(2023)年1月1日号～令和5(2023)年5月1日号

取組概要：広報ちがさきの中で定位置を定め、毎月の発行にに合わせて、鶴嶺小学校4年生で行った「心のバリアフリー教室」から届いた感想文を抜粋して発信。

※心のバリアフリー教室の実施概要については後述

取組実績（掲載案を含む）：

掲載月	記事内容
令和5年 1月1日号	目の不自由な人と初めて会いました。歩くときは周りの音を聞き、白い杖で探りながら歩いています。目の不自由な人を誘導するときは、曲がり角や階段があることは少し前に伝えることが大事だと分かりました。怖いのは駅のホームや交差点を渡るときだそうです。これからは声をかけてお手伝いします。
令和5年 2月1日号	手話が思っていたよりもとても楽しかった。もっとたくさん手話を知って、耳の聞こえない人と手話で話がしてみたい。他の障がいのある人に会って、いろんなことを知りたい。
令和5年 3月1日号	車いす体験では自由に動かせなかった。車いすに乗って困っている人がいたら「大丈夫ですか」と聞いて、仮に断られても落ち込まずに勇気を出したい。車いすの人とすれ違う時には自分がゆずるようにする。ドアも狭いと通りにくいので、広くしたいと思った。
令和5年 4月1日号	この教室で実際に障がいのある方からの話を聞いて、障がいがあっても自分のやりたいことをやればいいんだと思いました。障がい者だから、目が見えないからという理由で、夢ややりたいことをあきらめないでいいんだと思いました。これからもその気持ちを大切にしたいと思います。
令和5年 5月1日号	この教室では、障がいのある方に声をかけることができましたが、町で出会ったら声をかけられないかもしれません。知らない人に声をかけるのは本当に緊張するし、迷惑に思われたりするかもしれないからです。だけど授業を通して、どうやって声をかければ良いか教えてもらい、勇気ができました。

※今後も広報ちがさきを活用した心のバリアフリーの普及啓発を実施していく予定です。

（令和5(2023)年6月以降は市民から募集する“心のバリアフリーにまつわる川柳”を掲載）

5 ポスターによる啓発（特定事業者や民間協力会社との連携）

「ここにある、このころ。」を合言葉に、令和3(2021)年12月から1年間、日常生活の場面での様々な困りごと(バリア)と、それに気づいた人がとった行動を描いたポスターを作成し、市内公共施設等のほか民間施設で掲示しました。

実施時期：令和3(2021)年12月～令和4(2022)年11月

目 標：ポスターを見た市民が何気ない場面にあるバリアに気づき、新たな行動を起こしてバリアを解消(バリアフリー)することで、旧基本構想の基本理念「だれもが安心して過ごせるまちづくり」の実現を目指す。

ね ら い：障がいの有無に関わらず、茅ヶ崎市で過ごす全ての人が、他者を思いやるコミュニケーションをソウゾウ(想像/創造)する。

取組内容：①ポスター掲示

市内の公共施設や民間施設など367箇所に掲示

(民間企業195箇所(119社)、公共施設等172箇所)

※当初203箇所(民間企業36箇所(27社)、公共施設等167箇所)

②タウンニュースへの掲載

ポスターだけでは伝えきれないこと(発信者や伝えたいこと等)を発信

ポスター	タウンニュース
テーマ子育て 登場人物子ども連れのお母さんの隣に乗り合わせた乗客 場面バスの車内 気づき子どもが泣いてお母さんが困っていることに気づく 行動子どもをあやし、和やかな雰囲気に包まれる	発信者ポスターの登場人物と連動させる 伝えたいこと譲り合い、助け合い 内容ポスターの内容説明、登場人物の特性に合わせたエッセイ
	

令和4(2022)年4月の例

作成したポスター：（全12種類）

① 内部障がい（令和3（2021）年12月掲示）	
場面	電車内
気づき	席に座っている人がヘルプマークを付けた人に気づく
行動	声掛けをし、相手の気持ちを確認し、席を譲る
ポスター	タウンニュース
	ヘルプマークを持つ内部障がいの私から ヘルプマークは援助が必要な方のマークです。体調によって立っていることが辛い時があり、このやさしい声掛けが安心につながります。 今までまわりに障がい者や介護が必要な人がいませんでした。しかし自分が2年前に病気になって、初めてわかったことがたくさんあります。 例えば、電車に乗るだけでこんなに息切れがするなんて思いもしませんでした。幸い理解のある会社のおかげで仕事を続けていますが、毎日の通勤ではとてもつらい思いをしています。 背広を着た30代の会社員の男の私が優先席に座るわけにもいかないし…と思っていたら、「ヘルプマーク」というものがあると教えてもらい、さっそくカバンに付けてみました。それは外から見てわからない障がいや病気のある人が、手助けが必要な時につけるものだそうです。 先日たまたまそれを見た女性に席を譲ってもらいました。申し訳ない気もしましたが、正直体調が悪かったのが本当にありがたかったです。 自分がこうなる前は想像もしていませんでしたが、これからはできる限り必要な人に手助けをしようと思っています。
② 視覚障がい（令和4（2022）年1月掲示）	
場面	スーパーマーケットの店内
気づき	店員が白杖を持つ人に気づく
行動	一緒に商品（物）を探す
ポスター	タウンニュース
	視覚障がい者×店内における物探し 白い杖（白杖）は視覚障がいのある方が使用し「周囲の情報を入手する」「身の安全を確保する」「視覚障がい者であることを周囲に知らせる」役割があります。誘導（手や肩を貸して案内する）を行う時は、視覚障がいのある方の半歩前に立ち、肘の上を持ってくださいと声をかけてから誘導してもらおうと安心して歩くことができます。 私は、料理が好きで買い物へ行きます。馴染みのお店では人気がある商品やお買い得品も教えていただき、買い物の楽しさが増しています。買い物での困り事は、店内の通路に物が置いてある時です。周りの状況がわからないので声をかけていただくと安心します。 私には、日常生活で特に怖い場所があります。手すりの無い橋と言われる「駅のホーム」です。ホーム上で迷っている人やホーム端を歩いている人を見かけたら、声掛けをしてもらえると安心につながります。 コロナ禍でソーシャルディスタンスが求められていますが、私たちは周りの方々の一言が安心につながります。こんな時だからこそ、暖かく助けを差し伸べる社会だったら安心して暮らせると思います。

③ 高齢者（令和4（2022）年2月掲示）	
場面	タクシー乗り場
気づき	順番を待つ人が杖や荷物を持つ人に気づく
行動	順番を譲る
ポスター	タウンニュース
	高齢者の私から タクシー乗り場など日常の場所で、困り事に気づき「声をかけ合う」場面が増えたように感じます。自分の街でやさしさが巡ってとてもうれしい気持ちになります。 私は、今年で88歳となり米寿を迎えます。元気で毎日を送っています。主人は5年前に病で旅立ち、今は1人で茅ヶ崎に住んでいます。 今日は横浜の孫たちのところへ出かけました。1番下の孫は園児で抱っこしたり、踊ったり、歌ったり、犬と遊んだり1つ1つの動作が愛おしく心に沁みます。楽しい時間はあっという間に過ぎ、次に会う日を約束して帰路に着きました。 帰りの湘南電車（東海道線）はサラリーマンの帰宅と重なりかなりの混雑です。立っていると紳士の方が「おばあさんどうぞ」と席を譲ってくれ、さりげなく他の場所へ移られました。隣に座った幼児に「おばあさん」と声をかけられ、思わず「は～い」と返事をしていました。茅ヶ崎駅に着いた時、万歩計は約5千歩で大分疲れました。駅前のタクシー乗り場にはかなりの人が並んでいて、大分待つだろうと覚悟をしていたら、突然前にいる女性が「代わりましょう」と意外にも声をかけてくれました。今日は何て良い日だったのだろう。善意をたくさん戴いた1日でした。ありがとうございました。
④ 多機能トイレ（令和4（2022）年3月掲示）	
場面	多機能トイレ
気づき	利用者が次の利用者に気づく
行動	お互いが微笑み挨拶
ポスター	タウンニュース
	多機能トイレを利用する私から 多機能トイレは、設置数が少なく利用できる場所が限られています。このトイレが有する様々な機能を必要とする人の利用を目的に設置されています。お互い譲り合って気持ちよく利用しましょう。 我が家は共稼ぎなので、休日には妻が家事をしている間、わたしが子ども2人を連れてよく外出します。外出先で困るのがトイレです。おむつの子もと、目を離すとどこかに行ってしまう子、2人を連れてのトイレは大変です。 最近はショッピングセンターや公共施設などどこでも多機能トイレがあるので、よく利用させてもらっています。多機能トイレと名付けられているだけあっていろいろな使用用途があるようです。大人でもおむつ替えの必要な人のための大きな折りたたみベッドや、人工肛門や人工膀胱使用者であるオストメイトが使えるようになっているもの、さまざまです。わたしも困った時には使わせてもらっていますが、広いトイレでないと車椅子ごと入れないような方たちと鉢合わせたりすることもあります。 車椅子ごと入れるトイレ、子連れでも入れるような広いトイレが、もっと数が増えて、どこでも使えるようになっていいと思います。

⑤ 子育て（令和4（2022）年4月掲示）	
場面	バスの車内
気づき	子どもが泣いて困っているお母さんに、隣りに居合わせた乗客が気づく
行動	子どもをあやす
ポスター	タウンニュース
	外出にバスを使う会社員の私から 小さいお子さん連れの外出は大変です。出来るだけ混雑している時間帯を避けるなどの工夫も必要ですが、どうしても出かけなければならないこともあります。 お互いに譲り合ったり助け合ったりして、乗り合わせられたらいいですね。 先日仕事先でバスに乗ったら、小さいお子さんを2人連れたおかあさんが乗ってきました。 わたしにも小さい子どもがいるので気になって見ていると、まだ歩けない乳児を抱っこしながら何か大声で騒いでいる幼児の手をひいていて、まわりに「すみません、すみません」と謝っていて気の毒になりました。 「ここ空いていますよ」と声をかけると、ホッとしたような表情で席に座りました。 たまたま隣に居合わせた年配の奥さんが、子どもをあやすのが上手な人で、子どもが泣きやんで笑いだすと一気にバスの中が和やかな雰囲気に包まれました。 わたしも小さい頃はやんちゃ坊主だったと母に言われたことを思い出しました。こんなふうにならなくて助けて育ったのかなと思い、自分に出来ることで恩返しをしようと思った一コマでした。
⑥ 自閉症（令和4（2022）年5月掲示）	
場面	駅のホーム
気づき	電車の到着を待つ人が自閉症のある人に気づく
行動	前後に整列して自然に並んでいる
ポスター	タウンニュース
	自閉症者の家族から 息子とバスや電車を使って出かける時はいつもハラハラし通します。周囲の空気がよめない・物や順番にこだわる・同じ動きで身体を激しく動かす、といった行動を取るため、トラブルが起こる事が多いからです。 でも、息子が変わった行動をする事よりも周囲から変な目で見られて避けられてしまう事の方が悲しいのです。そんな時、そこに居る人たちが自閉症を理解して優しく見守ってくださるだけでホッとします。 大好きな電車に乗る時は、いつも決まった車両の決まった席に座りたがったり、ホームをダダダッと走ったり、電車待ちの列でぴょんぴょん跳びはねたりします。そのため、「何なの、この子は!」「親がいるのに(注意しないの)?」といったお叱りを受ける事も度々。わがままなのではなく本人は周囲の状況が理解できず、ただ自分なりのルールに沿って行動しているだけなのですが、皆さんには「言うことを聞かない悪い子」「自分の事しか考えないわがままな子」「気持ち悪い・怖い人」という風に映ってしまうでしょうね。でも、伝えたい事は簡単な言葉でひとつずつゆっくり言ったり、絵や写真で伝えるとうまくいく事もあります。何より本当は、心の優しい素直な子なんです。

⑦ 知的障がい（令和4（2022）年6月掲示）	
場面	運動会
気づき	クラスの友達が知的障がいのある子が一人では走りづらいことに気づく
行動	一緒に走り楽しむ
ポスター	タウンニュース
	私のクラスの友達のこと… 一緒に走って楽しいね！ 私のクラスのA君は授業中に時々、大きな声を出したり、他のみんなにはわからないことを言ったりします。遊ぶ時も順番やルールを守れません。勝手に人の物をさわったり、授業中に教室を出ていったこともありました。同じクラスになって、はじめはみんなビックリして、どうしていいかわからなくて本当に困りました。迷わくだなあと思いました。 でも少したつと、こんな時どうしていいのかってなんとなくわかってきました。大きな声でおこったりしないで、ゆっくりと優しく言えば伝わります。困っているときは全部やってあげるのではなくて、出来ないところだけだれかが手伝えA君は自分で出来ることがたくさんあります。 この間の運動会の練習の時、1人だとなかなか走り出さないで、「一緒に走ろう」とさそうと、楽しそうに走り出して、私たちもとても楽しかったです。きっと、運動会の日もニコニコ走れると思いました。
⑧ 身体障がい（令和4（2022）年7月掲示）	
場面	海での花火大会
気づき	花火を鑑賞している人が車いすに乗っている人に気づく
行動	最前列へ案内する
ポスター	タウンニュース
	車いすに乗っているわたしの友人 わたしの友人は肢体不自由で車いすを使っていますが、外出やイベントが大好きです。夏になるとお祭りや花火大会にも一緒に出かけますが、車いすは視線が低いのでひとの背中しか見えません。美術館でも、人気の展示だとやはりひとの背中しか見えなくてがっかりすることが多いです。 先日は花火大会で、海が見渡せるボードウォークの柵の最前列を譲ってくれた方がいて、ゆっくり楽しみました。 最近は映画館や劇場やコンサートホールに車いす席のあるところが当たり前になってきましたが、だいたい一番後ろの端っこの席になっていて選べません。おんなじ料金を払っているのに選べなかったり、一緒に行った友達や家族と別々の席に離れてしまったりして、これって差別じゃないの？って思うことがあります。 最近では砂浜を移動できる、濡れても大丈夫な水陸両用の車いすも開発されていて、全国の砂浜で普及しそんなのがサザンビーチでもレンタルできるようになったら、車いすの友人の夏の外出ももっと楽しいものになりそうですね。 車いすの人もそうでない人も一緒にイベントや外出を楽しむために、もっと設備の面で充実するといいなあと思っています。

⑨ 妊婦（令和4（2022）年8月掲示）	
場面	通学路
気づき	下校中の児童が落とし物を拾いづらそうにしている妊婦に気づく
行動	落とし物を拾う
ポスター	タウンニュース
	妻が妊娠して初めて気がついたこと 僕は今まで、お腹の大きい女性を見たら席を譲ったり、荷物を運んだりしてきたので、妊婦さんを労わっていると自負していました。ところが、今回自分の妻が妊娠して、初めて知ったことがたくさんありました。 妊娠初期のころは見た目だけではわからず、家族にしか妊娠していることを言わないこともあります。しかし、つわりがひどかったり、流産の可能性が高いのは、その見た目だけではわからない妊娠初期のころが多いのです。妻は妊娠初期のころ、通勤や買い物に行くのがほんとに辛かったし、人に押されたりぶつかったりするのが怖かったそうです。 僕も今回初めて知りましたが、マタニティマークというのがあって、カバン等につけることがあります。 このマタニティマークのことをもっとたくさんの人に知ってもらい、そういう見た目ではわからない時期の妊婦さんがもっと遠慮せずにつけてもらいたいのに、と思いました。 父親教室に行くと、お腹に7キロの重りを巻いて妊婦体験ができます。後期になるとこんな重いものを朝から晩まで身につけている妊婦さんはほんとうに大変です。できる限り労わって、無事に10か月を過ごせることを祈っています。
⑩ 精神障がい（令和4（2022）年9月掲示）	
場面	職場
気づき	上司や同僚が気分の浮き沈みにより仕事が進んでいない同僚に気づく
行動	そのことを理解したうえで、温かく見守る
ポスター	タウンニュース
	精神障がいを抱える私が当たり前のように暮らすために 皆さんにも「理解」を 多くのみなさんと同じように普通の生活を送ってきた私が、ある時精神疾患を発症しました。ごく普通に生活をしてきた私には精神疾患の知識も無くとても不安な思いになりましたが、先生から「脳の病気（機能障がい）だから、必ず良くなるよ」と教えてもらいとても安心した事を覚えています。 この病気には感情が不安定になったり、考えがまとまらなくなったり、やる気が無くなったり、すごく疲れやすくなったりとまだまだいろいろな症状があります。それらの症状は自分でコントロールをすることが難しい時があり、生活の中でいつ症状が出るかわかりづらいという特徴があります。そんな特徴を持つ私も病気を抱える前のように仕事をしたいし、楽しみを持った生活を望んでいます。 この病気と付き合いながら希望する生活を送るために、お薬での治療と合わせて、穏やかな環境と人の温かさがすごく大切であり必要な事と思っています。 特別なことをしてくださいとは思っていません、他の人と同じように接してもらえたい事をとてもうれしく思います。

⑪ 聴覚障がい（令和4（2022）年10月掲示）	
場面	飲食店
気づき	店員が文字や写真付きのメニューの方が聴覚障がいのある人は注文しやすいことに気づく
行動	文字と写真付きのメニューで注文を受ける
ポスター	タウンニュース
	耳の不自由な友人と飲食店によく通うわたしから 私は、耳の不自由な友人と飲食店によくいきます。飲食店では「来店時の席を案内されるとき」「注文するとき」「会計するとき」と様々な場面で店員さんとの会話があり、その都度、友人が苦勞している姿をみます。私が気づいた会話のコツをお伝えします。 1つ目は、会話はゆっくりと分かりやすく。耳の不自由な人の中には、相手の口の動きて会話を読む読唇術を身に着けている方がいます。ゆっくりわかりやすく話せば会話が読み取れ、ごく簡単な会話であれば通じることもあります。また、コロナ禍でマスクが必要とされていますが、口元が見える透明マスクの着用もおすすめです。 2つ目は、筆談の用意です。筆談は確実な意思疎通のために有効なコミュニケーションの手段です。メモ用紙や筆談ボードがお勧めです。 3つ目は、注文の受け付けはメニュー表の品目を指さしましょう。耳の不自由な人の中には上手に発声できない方がいます。注文を受け付けるときは、メニュー表を用意し、希望する品物を指さしするようにしましょう。写真付きのメニュー表があると便利です。 耳の不自由な人でも気軽にいろいろなお店に行くことができます。ますます外出が楽しみになるなあと思います。
⑫ 外国籍（令和4（2022）年11月掲示）	
場面	病院
気づき	医師が日本語が得意でない患者に気づく
行動	パソコンのモニターを指差しながら丁寧に診察を行う
ポスター	タウンニュース
	外国人の夫を持つわたしから 国籍・言葉が違っていても助け合える社会に わたしの夫はアジア系の外国人で日本語があまり得意ではありません。 ゆっくりと話してもらえば日本語もわかるのですが、ネイティブではないので、早口だったり慣用句的な言いまわしだとよく分からないことがあります。でも、日本語が不得意であることに気づいてもらえず、質問する隙もなく話しかけられ、理解していると誤解されてトラブルになることがあります。 反対に、夫の友人は外国人であると判断されやすく、一緒にお店に行っても店員さんが夫にばかり話しかけて、本人だって日本語を理解するのに、本人を無視するような扱いをしたりすることがあります。こちらが日本語で喋っているのに、わざわざ英語で話しかけられたりもします。外国人はみんな英語を話すと思っているのかしら？ 外国人とひとくちに言っても日本語の能力はさまざまで、見た目で判断しないでほしいです。そして、日本語が上手くなくても、ちゃんと意志を持った一人の人間ですから、本人のことは本人に聞いたり話したりして欲しいです。 日本語が分からないから、という理由で子どもの幼稚園の入園を断られたこともあります。他の言語を使う人にももっと寛容で、住みやすい町になるといいなあと思います。

実施時期：令和4(2022)年12月3日～9日

取組内容：障害者週間に合わせてポスター等を掲示

掲示場所：①JR 茅ヶ崎駅駅構内連絡通路（ポスター、エッセイ）

②茅ヶ崎市役所本庁舎1階市民ふれあいプラザ（ポスター）



①JR 茅ヶ崎駅



②茅ヶ崎市役所

教育現場と市民部会等が連携し、児童に対して障がい当事者との対話や交流などを通じた障がいへの理解と心のバリアフリーの推進に向けた取組を行っています。

実施時期：令和元(2019)年度～(継続実施中)

目的：児童とサポーター(障がい者)との交流による福祉教育を通じて、心のバリアフリー普及、児童に障がい者への理解を深める。

対象：茅ヶ崎市立鶴嶺小学校4年生

学習目標：■体の不自由な方等との交流を通して、障がいを持つ人への理解を深める
■対話(声かけ)や体験(体感)を通して「別(相手)の視点に気づく」きっかけをつくり、思いやりの気持ちを醸成する。

取組内容：ステップ1 本市職員による授業

＊市と児童の距離を近づける遊び

＊座学(障がいの説明等)

＊街なかの障がい(バリア)を知る

ステップ2 障がい者との交流による授業(交流教室)

＊児童と障がい者の対話

＊障がい等の疑似体験 等

ステップ3 学習発表

＊児童による学習成果の発表

取組実績：

■令和元(2019)年度

4年生2クラスを対象に障がい者との交流教室を実施。他3クラスは、茅ヶ崎市社会福祉協議会の出前講座を活用して実施。

■令和2(2020)年度

コロナ禍のため、視覚障がい者の日常生活の様子を動画撮影し、4年生の1クラスの授業で活用して実施。

■令和3(2021)年度

令和元(2019)年度と同様のプログラムで4年生2クラスを対象に障がい者との交流教室を実施。

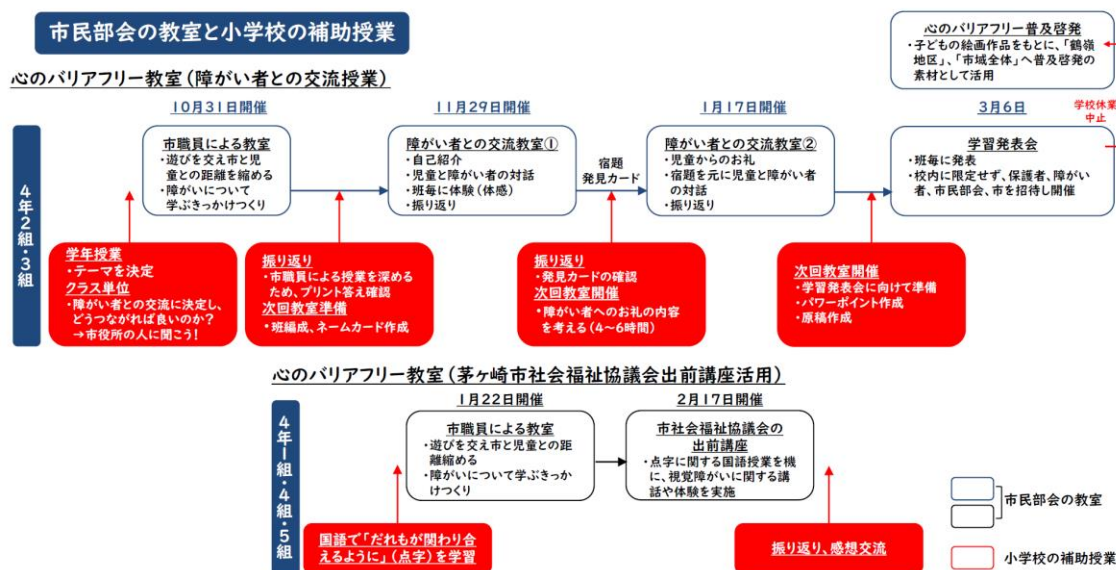
■令和4(2022)年度

4年生全6クラスを対象に年間を通じた取組で障がい者との交流教室を実施。また、知的障がいや発達障がい等の目に見えづらい障がいについて、新たにプログラムを追加して実施。保護者への授業参観の際に、児童が学んだことを新聞形式にまとめ発表。広く市民に周知できるよう、茅ヶ崎市役所や公民館で児童の発表物を掲示。

その他：

■茅ヶ崎寒川地区小学校教育研究会(生活・総合部 部会)との継続的かつ安定的な教室開催の意見交換等を実施。

■年間プログラム等（令和元年（2019年）の例）



障がい者との交流授業（視覚障がい）

当日の様子



障がい者との交流授業 (身体障がい)

当日の様子



子どもたちの気持ちの変化

障がい者との交流授業(感想カード)から

(回答が多い順に記載)

1回目(11月29日)

- ・目が見えない、耳が聞こえない、車いすの生活は、大変、困る、不便
- ・交流できて楽しかった、たくさん知れて嬉しい
- ・困っている人等がいたら、声をかけたい、助けたい
- ・障がいがあっても何もできないことは無いとわかった
- ・自分になったらショックと感じた
- ・工夫していることがたくさんある
- ・障がい者が〇〇できることを知った
- ・障がいがあっても、皆の心は全て一緒と思った

気持ち
の変化

(回答が多い順に記載)

2回目(1月17日)

- ・困っている人がいたら声をかけたい、助けたい
- ・回数を重ねることによって楽しい、また話したい
- ・目が見えない、耳が聞こえない、車いすの生活は、大変、困る、不便
- ・交流で学んだことを活かそうと思う
- ・僕が思っていることは大変じゃなかった
- ・障がい者が安心して生活できる世の中に

感想カード以外

心のバリアフリー教室中

- ・休憩中に、トイレの使い方を学ぶ児童
- ・給食中に、配膳や下膳を手伝う児童
- ・覚えてきた手話で会話で会話をしようとする児童
- ・点字付きトランプゲームで相手に配慮してやり方を変える児童

心のバリアフリー教室外

- ・授業の中で「大きく口を開けたり」、「ゆっくり話をしたり」する児童が現れ、他の児童に伝える児童

思いやりの気持ちの醸成

- ・継続して交流した結果、相手を知ることができ児童の気持ちに変化
- ・体感(体験)を交えることで理解度が高まる
- ・相手を知るには対話が重要で、体感を交えることで子どもの理解が深まる

7 国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰への推薦及びパンフレットへの掲載

第14回国土交通省バリアフリー化推進功労者大臣表彰に推薦され、表彰式のパンフレットに優良事例として「障がい者・自治体・小学校の3者が連携した心のバリアフリーの取組」が紹介されました。

パンフレット名：国土交通省 バリアフリー化推進功労者大臣表彰式

作成年月：令和3(2021)年3月

該当箇所抜粋：

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会・茅ヶ崎市立鶴瀬小学校
「障がい者自治体小学校の3者が連携した心のバリアフリーの取組」

講評

バリアフリー基本構想推進に取り組んでいる行政と市民組織、小学校学習指導要領改訂により「心のバリアフリーのための交流」に取り組むこととなった教育現場と、さまざまな障害を抱えた当事者が、同じ目標で連携することで、生じたバリアフリー教育の実践事例を作りあげた。関係者が密接に話し合いを重ね、連続性を果たすことで、「相手を知る」「相手を知る」「感謝を伝える」という人と人とのコミュニケーションにおける当たり前の手段で、障がい者の理解と心のバリアフリー推進への効果的なアプローチが実現した。障害を持つ当事者や市民、先生方を含め関係者誰もが生き生きと自発的に参加している様子から、この取組に参加する次世代を担う子供達を通じて、社会の気づきと変容につながる大きな可能性を感じた。

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会・茅ヶ崎市立鶴瀬小学校の取組

●心のバリアフリー教室の実施（障がい者と児童との交流授業）及び共感を旨とする普及啓発活動

市民部会は、心のバリアフリー推進を目指し障がい者の声を市民に広く周知するための活動を実施してきた。市民部会と小学校が連携し障がい者と児童との「対話と交流、そして気づき」を重視し、体験型「心のバリアフリー教室」を実施し、障がい者と児童との出会いやお互いの理解を深め、児童に思いやりややさしさを含めようとした「気づき」が生まれた。また、市発行の広報紙等を活用し「おかげさまで」から始まるバリアフリーメッセージを継続発信し、バリアフリー社会の実現（市民の相互理解）に取り組んでいる。





◎今後期待される取組

新型コロナウイルス感染症の拡大によって、日々の生活や教育現場の行動が制限される中で取組の推進には困難が予想されるが、鶴瀬小学校で手応えを得た「心のバリアフリー交流」を市内全域や他の自治体へ広げてほしい。

プロフィール

【団体名】 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会市民部会 茅ヶ崎市立鶴瀬小学校	【活動等の経緯】 2016年 心のバリアフリー推進のため市民部会設立 2017年 障がい者の理解を深める 2018年 アンケート調査、リーフレット（冊）作成 2019年 普及啓発ツール作成、心のバリアフリー教室
【Web-URL】 茅ヶ崎市ホームページ（茅ヶ崎市バリアフリー基本構想） http://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/machidoku/1015026/index.html	

大阪空港交通株式会社・関西空港交通株式会社
「車いすのまま乗車できるエレベーター付バスの関西初の空港連絡バスへの導入」

講評

「大阪空港交通株式会社・関西空港交通株式会社」は、車いすのまま乗車可能な空港連絡バスの新たなタイプとして「エレベーター付きリムジンバス」を2019年12月に関西空港路線（大阪空港、尼崎駅を結ぶ）に導入した。同タイプの車両は2018年に日本で初めて、東京空港交通株式会社が運行しており、関西では初めての試みである。残念ながら、国内2例目ということもあり、普及には至らなかったが、このバスの導入により、車いす利用者の利便性が大きく向上することに貢献している点は評価に値する。

大阪空港交通株式会社・関西空港交通株式会社の取組

●エレベーター付きリムジンバスの導入とユニバーサルサービスの拡充

大阪空港交通株式会社・関西空港交通株式会社では、車いすのまま乗車可能なエレベーター付きリムジンバスについて、関西地区において初めて空港連絡バスとして導入し、営業運行を行った。これにより、停留所施設の制約や天候等の影響が軽減され、車いすのまま乗車可能な高速路線の選択が考え、さらなるユニバーサルサービスの拡充につながった。また、エレベーター付きリムジンバスの導入に合わせて、運転士はもとより全社員及び関連社員を対象に「心のバリアフリー研修（サービス紹介セミナー）」を開催し、フロントでのスキルアップ向上に取り組んだ。




◎今後期待される取組

関西には、関西空港に加えて大阪空港、神戸空港があり、これら3空港にアクセスする交通手段として、リムジンバスへの期待は大きい。しかしながら、現時点では、車いすの利用者が自由に使えるといった状況にはなっていない。エレベーター付きリムジンバスの普及を期待したい。

プロフィール

【団体名】 大阪空港交通株式会社（大阪府堺市堺区西野町2丁目17番3号）	【団体名】 関西空港交通株式会社（大阪府堺市東区北山2番地の12）
【活動等の経緯】 1983年 大阪空港交通株式会社設立 1993年 関西空港交通株式会社設立 1994年 関西空港交通株式会社及び、同空港連絡バスを開設 2019年 エレベーター付きリムジンバス（1台）導入、関西空港～大阪空港線、1日往復運行開始	【活動等の経緯】 1990年 関西空港交通株式会社設立 1994年 関西空港交通株式会社及び、同空港連絡バスを開設 2019年 エレベーター付きリムジンバス（1台）導入、関西空港～大阪空港線、1日往復運行開始
【Web-URL】 https://www.okkibus.co.jp/	【Web-URL】 https://www.kake.co.jp

8 ユニバーサルデザイン2020評価会議の会議資料への掲載

ユニバーサルデザイン2020評価会議（第4回）の中で、好事例として「障がい者・自治体・小学校の3者が連携した心のバリアフリー教育啓発事業」の紹介

日時：令和3(2021)年3月19日（金）14:00～15:30

主催：内閣官房

東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部

掲載内容：バリアフリー基本構想の策定過程において、市内の小学校との連携が行われ、協議会に参加する当事者と小学生、有志教員、バリアフリー担当職員との様々な心のバリアフリーに関わる授業と交流が計4回実施された。バリアフリー基本構想において本格的に小学校の児童、教員との教育啓発事業が展開された例は極めて少ない。

9 学会等での発表

◇「教育」活動におけるバリアフリー化の取り組み 公開研究会

齊藤副会長が登壇し、学校教育と連動しながら基本構想を推進している茅ヶ崎バリアフリー基本構想の取組を紹介されました。

日時：令和2(2020)年3月31日(水) 17:30～19:30

主催：日本福祉のまちづくり学会「オリンピック・パラリンピック推進委員会」

同学会「未来型 UD 戦略特別研究委員会」(準備中)

該当箇所抜粋：

地区設定を行えるよう記載を削除した。また、生活圏連動における特定道路の指定についてもマスタープランの段階で柔軟に検討することとしている。

マスタープランの必須記載事項になった心のバリアフリーは、バリアフリー法の基本方針に基づいて記載している。1点目は、心のバリアフリーの取組については、当事者の意見を踏まえ、可能な限り、ともに学ぶことを求めている。

(4) バリアフリー基本構想

基本構想では具体的な事業を位置づけ、地区は重点整備地区となり、生活圏連動施設、生活圏連動施設を特定事業としてバリアフリー化に関する内容を記載しているが、見出しの考え方はマスタープランと同様で特定道路のみ指定の仕方がある。

教育等特定事業の事例はまだ少なく、現状1件だけ、住民投票制度については、国の評価制度でも多くの方から指摘されているので、住民投票制度の積極的な活用を促すこととした。具体的には基本構想の案内について、生活圏連動施設やそれらをネットワーク、生活圏連動施設をどう改善してほしいか記載されていれば案内として成立することを示した。

4. この市のバリアフリー教室―神奈川県茅ヶ崎市での取り組み―「茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会」

(1) 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想推進協議会

3つの目的を掲げた基本構想を平成27年9月に策定した。その一つに、「Dと、まちを育てる心のバリアフリーの推進」がある。平成28年10月、推進協議会の中で、市民部会「心のバリアフリー市民部会」を設置した。心のバリアフリー市民部会のメンバーは10名、地産地消会、毎朝新聞、社協、民生委員、児童委員、高齢者団体、身体障害者団体、子育てで育成会、自然環境の会、社会福祉協議会、児童発達支援、障害児者の団体、公営民、学識関係者など。

(2) この市のバリアフリー教室の活動

市民へのバリアフリー社会の普及啓発活動の一環として、特に児童生徒を対象に、小学校や小さな子どもを対象にした心のバリアフリー教室を各校区、学校の現場で、かつ行政との協働で取り組んでいる。しかしすぐにバリアフリー教室が実施されたのではなく多くの試行錯誤があった。市が毎年実施していたユニバーサルスポーツフェスティバルに協力したり、アンケート調査を行ったり、リーフレットを作ったりした。だが、普及啓発や心のバリアフリーの方向が十分に定まらなかった。2年間こうした動きが続いている中で、学校現場から心のバリアフリー教室に取り組みたいという打診が市にあり、その場力になった。市内の数箇小学校から障害者に配慮した教室の設置があった。それをもとにバリアフリー教室に取組むこととなった。平成29年9月に学校から市に打診があった。バリアフリー基本構想案の推進部に送られた。1～2ヶ月の準備期間であったが、まず施設を設けることが必要と判断しバリアフリー教室を実施することになった。

(3) バリアフリー教室の学習目標とは

1点目は日常生活で支障が必要ない方への理解を深めること。その理解のために「交流と体験」が必要である。交流と体験により体の自由な人それぞれが抱えている日常生活での問題や苦しさは、2点目はその原因を子どもに気づかせ、3点目はバリアフリーを発見してもらうこと。3点目は理解を深めて、暮らしのバリアに気づき、困っている人や助けを必要とする人に対し、思いやる気持ちや支え合うための行動、声かけなどの仕方を修得する。日常生活の中で当たり前にしている行動ができるようになる。声かけなどを身につけるという点。この3点を達成しながら、随時小学校において、心のバリアフリー教室を進める。

(4) バリアフリー教室の内部

随時小学校の4年生は5クラスあり、実際に心のバリアフリー教室を実施したのは2組と3組、1組、4組、5組は13歳からある随時のバリアフリー教室であった。

バリアフリー教室に集まった。市の方を中心になって、まずは子どもたちと触れ合おうと、10月31日に第一回目。2回目は11月、本格的に障害当事者との交流授業ということで、班ごとに分かれ障害のある方々の話を聞き、一緒に学校内を回り何らかのバリアになっているかなどの体験学習をし(写真2)、日常生活でどんなことに困っているのかを話し合った。



写真2 学校内でのバリアフリーチェック

車椅子に試乗する。目の不自由な方を誘導する。簡単な手話で言葉を交わす。そういったことをしながら、どんなことが学校内で不便なのか、移動しづらいのか、あるいは当事者が困るのとはどんなことか、あるいは思いつく。こんなことをしてもらってほしい。それがどんなことか、2コマ部分で進んでいる。

3回目では課題(宿題)を出し、児童が自由に話し合った障害のある方々が、不便だ、あるいは危険だと思ふところを、気づいたところを書いてくる。それを返して1月、もう1度子どもたちと会って、子どもたちが気づいた宿題のバリア、問題点を話し合いながら、障害のある方々と話し合いを深めた。そして、子どもたちからはお礼状という形で、筆箱の贈り物、タイズを出したり、和やかな交流が行われた。後半は、子どもたちが発見したことを記した発見カードを子どもが読み上げながら障害のある方々と意見交換をして、子どもたちから気づいたことを説明しながら、より理解してもらうようにした。さらに先生方が中心となって、振り返りを進め、子どもたちが何に気づいて、どんなことに理解が深まったのか、きめ細かく振り返り、これを通して精進していった。

最後は、3月に学習発表を実施したかったが、新型コロナウイルスの感染で中止となった。こういったことを教で進めることで心のバリアフリーがより推進されるという期待を寄せていたが、残念ながらコロナの感染で実現できなかった。

(5) 随時小学校の心のバリアフリー教室からの学び

①随時小学校の随時教室(学習後援者)を共有し、バリアフリーを分かりやすく学ぶためのプログラム

づくり、やはり子どもたちの教育や働きを現場でみている先生、担当教員の問題意識、それを外部のお手伝いする方がもたらして、それを前面にしながら、バリアフリーをわかりやすく学ぶためのプログラムをまず考えたいといふ。

②当事者の参加を促して、会って、話して、楽しく、お互いを知る場とするための工夫：子どもが相手である。今回は幸いその前、随時障害者の親、随時障害者の親を会った。会って楽しく、お互いを知って、その中でよくことが必要。

③子どもたちに理解しやすい交流と体験を通して、実践的な学びの場とするための工夫：子どもたちと会って実際に体験してもらい、言葉、体、五感を働かせてもらって、実践的な学びをしてもらう。こういった工夫が大切。

④少人数によるグループワークにより、児童一人ひとりの関心や問題意識を確認しながら進める取り組み：先生方も相談して、少人数とし、5～6人で1グループを構成し、児童一人ひとりの関心と意識、それをきめ細かくやる、確認しながら進めた。

⑤振り返りをもとめながら、子ども達の気づきを日常生活(行動)につなげるきっかけづくりの習慣：一人ひとりが振り返り、気づいてもらってそれが確認できるまで、振り返りを繰り返す。日常生活でのバリアフリー化に向けての学びをこの教室でできたのはいい。

(6) 今後に向けて

今後の発表に向けて学習ユニット型プログラム

を提案している。基本学習、交流体験学習、実践学習、発展学習、順を追って交流体験していくという学習ユニットをさらに考えていきたい。

5. 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けて大田区教育施設整備計画・防災部企画調査 廣田貴

(1) 概観として

私は今PTA会長をしている。この1年、PTAの取り組みをいろいろと、どのような形で子どもたちの学びや体験の機会を保護者の側からも提供しているのかと意識して考えていた。随時で随時立校校場の整備を担当し、その間でも、障害のある方々、さまざまな団体からユニバーサルデザインワークショップも開きながら作り上げてきた経験もある。保護者として学校の中でオリーブ学習をやっていたらいいと思う。今年、学校の授業で1年生、2年生を対象に「ポチャ」に取り組んだ。学校はクラスの3割ぐらいが外国籍、障害のある方々だけでなく、国籍、性別、さまざまな違いがある中、どうやって共に生きていくかを意識していくのかをこのオリーブ学習を通して。また、ポチャというスポーツを通じて実施した。結果として、ともに生きるとはどういうことか、同じクラスの中でもいじめや差別がある中でどうやって支え合っていくか、理解していくかを考えてもらえる機会になったと思う。

(2) バリアフリー法改正の背景

公営の中学校を中心として、障害を必要とする子どもたちも10年程度で増えている。道徳による指導を受けている児童生徒の数は、この10年間で倍増している。令和元年度に13万4千人で倍増している。学校施設は子どもたちの学びの場であるが、児童等は地域住民の避難場所の役割になっている。特に、ここ最近、災害が頻発化、多様化している。その状況の中で地域住民の避難所になる施設が学校。避難所に指定されている公立小中学校は94.9%。殆どの公立小中学校が避難所である。こうした状況下で学校のバリアフリー化の推進化に舵を切ることになった。一方

で現状を見ると、近年の新築、増築整備では、9割以上の学校がバリアフリー化されている。こうしてみると必要性や緊急性だけでなく、バリアフリー化に一定の合理性があり公立小中学校が推進化の対象となった。

(3) バリアフリー法改正に対する関係者

①国のバリアフリー法改正において、学校施設に対して大きな期待が寄せられていることが、法改正の背景の一つである。

②三、インクルーシブ教育の推進及び災害時の避難所として利用する必要性から、設置費の削減、規模を問わず、高校、大学も含めた全ての学校施設のバリアフリー整備を推進すること

四、公立の小中学校が災害時の避難所になっているケースが多いことに鑑み、施設であっても、整備目標を示し、そのよう施設のバリアフリー化を積極的に進めること。また、随時の公立小中学校のバリアフリー化に対する財政支援を充実すること(付帯決議)

(4) 有識者会議の設置

我々としてはバリアフリー法改正や付帯決議を踏まえ、しっかりとバリアフリー化を加速していくために、随時随時を推進する有識者会議を設置した。会議を進める上で重要と思ったのは、当事者意見の反映であった。日本障害者フォーラムの代表の岡田、一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長の市川と、小中学校の現場の先生に任じていただき、検討を進めた。

有識者会議のメンバーは3つであった。1つ目は、如何にバリアフリー化を進めていくかという財源確保を含めた方針。2つ目は、バリアフリー化推進方針の改正。3つ目は、学校施設のバリアフリー化の整備目標の設定である。公立小中学校が推進化されることについて、しっかりと施設も含めて目標を設定することが重要である。学校におけるインクルーシブ教育システムの構築、災害時の避難所、誰一人取り残さない持続可能な社会を築いていくために、学校のなかで、どうやって具現化していくか、固としてしっかりとフォーラムアップしていくことが重要であると認識した。

◇福祉住環境コーディネーター検定試験

検定試験の公式テキストに、「参画型福祉教育プログラムの実践」の事例として
市民部会の取組が取り上げられました。

書籍名：福祉住環境コーディネーター検定試験 1級公式テキスト 改訂6版

編 者：東京商工会議所

該当箇所抜粋：



10 移動等円滑化評価会議関東分科会での発表

取組評価

関東運輸局及び関東地方整備局主催の「移動等円滑化評価会議関東分科会」
において、本市の「心のバリアフリー推進」について発表しました。

開催日：令和3(2021)年7月5日(月)14:00～16:00

主催者：関東運輸局及び関東地方整備局



11 教育啓発特定事業の実施に関するガイドラインへの掲載

「教育啓発特定事業の実施に関するガイドライン」において、適正利用等の広報啓発の実施事例として、協議会及び市民部会の取組が紹介されました。

作成年月：令和4(2022)年3月

該当箇所抜粋：



4 用語集

あ 行

■IoT(=Internet of Things)

様々な物がインターネットにつながる。または、インターネットにつながる様々な物。

■ICT

(=Information and Communication Technology)

情報通信技術。

■アプリ

アプリケーションソフトウェアの略称。目的にあった作業をする応用ソフトウェアとして、主にスマートフォンに導入される。

■移動等円滑化基準

バリアフリー法施行に伴い主務政省令で定められた旅客施設、車両、道路、信号機、建築物、路外駐車場、都市公園等に関する基準。

■移動等円滑化の促進に関する基本方針

バリアフリー法第3条第1項の規定に基づき、国が定める移動等円滑化を総合的かつ計画的に推進するための基本方針。

→詳細は参考2を参照(205ページ)

■インクルーシブ遊具

体に障がいがある子も、ない子も一緒になって遊ぶことができる遊具

■AI(=Artificial Intelligence)

人間の思考プロセスと同じような形で動作するプログラム、あるいは人間が知的と感じる情報処理・技術。人工知能。

■SNS(=Social Networking Service)

登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

■エスコートゾーン

視覚障がい者横断帯。横断歩道の中央部に視覚障がい者が認知できる突起を設け、横断歩道内をまっすぐ進めるようにするもの。

■SDGs

(=Sustainable Development Goals)

持続可能な開発目標(SDGs)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発の

ための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

■LGBT

L(レズビアン):女性の同性愛者

G(ゲイ):男性の同性愛者

B(バイセクシャル):両性愛者

T(トランスジェンダー):からだの性とこころの性が一致しないという感覚(性別違和)を持つ人

LGBは性的指向(好きになる性)、Tは性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)として分けられる。このほかにも、無性愛者(性愛的な関係を求めない人)や、X(エックス)ジェンダー(性自認を男女のいずれかとは認識していない人)など、様々なセクシュアリティが存在する。

■オストメイト

オストメイトとは人工肛門や人工膀胱を持つ人たちのこと。疾患部の全部又は一部の摘出手術を受け、腹部に排泄するためのストーマ(人工肛門・人工膀胱)を造設し、排泄、排尿に対応するためのストーマ袋を装着している。

■音響式信号機

信号機が青になったことを視覚障がい者に知らせるため、誘導音を出す装置がついている信号機のこと。

か 行

■ガイドライン

国や自治体等が関係者らが取り組むことが望ましいとされる指針や、基準となる目安などを示したものであり、法的な拘束力はない。

■可動式ホーム柵

駅のホームで線路に面する部分に設置された可動式の開口部を持った仕切り。ホーム上の利用者への安全対策の一つで、線路内への転落事故や列車との接触事故を未然に防ぐ。可動式ホーム柵は高さが床面から腰高程度のタイプ。

■神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例
障がい者等が自らの意思で自由に移動し、社会参加することができるバリアフリーのまちづく

りを目指し、平成8年に「神奈川県福祉の街づくり条例」を施行し、平成20年には、少子・高齢化の進行やバリアフリー法の制定など社会状況の変化に対応するため、条例を一部改正し、名称を「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。

■カラーバリアフリー

色の識別が困難な人（色覚障がい者）に配慮した情報提供を行うこと。

■輝度

対象面の明るさを表す量。輝度の比が大きいほど明暗のコントラストが大きくなる。

■橋上駅

駅舎機能をプラットフォームの上階部分に集約した鉄道駅、あるいはその駅舎（橋上駅舎）のことであり、跨線橋と駅舎を一体化したような構造を持つ。

■車いす使用者用駐車施設

車いす使用者を含むすべての障がい者や高齢者、妊産婦等が円滑に利用することができる駐車施設。

■車いす使用者用トイレ

車いす使用者を含むすべての障がい者や介助が必要な人が円滑に利用することができる構造のトイレ。

■グレーチング

道路の側溝などに使われている鉄製の格子状の蓋。

■経過時間表示式信号機

青時間の残り時間や赤時間の待ち時間を表示する信号機のこと。

■蹴込み

足のつま先が当たりそうな場所で、床などで段違いになった部分の奥をいう。

■合理的配慮

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、配慮を求められた人が負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために行う配慮のこと。

→詳細は参考3を参照（207ページ）

■高齢化率

総人口に対する65歳以上の人口の割合。

■高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進

に関する法律（略称：バリアフリー法）

平成18年12月20日施行。従来の『高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（略称：交通バリアフリー法）』では大規模な鉄道駅等の旅客施設を中心として、周辺道路や信号機等のバリアフリー化を図ることが目的とされていたが、より面的かつ一体的・連続的なバリアフリー化を促進していくための枠組みとして、建築物のバリアフリーに関する法律である『高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律（略称：ハートビル法）』と交通バリアフリー法が一体化した法制度となったもの。

→詳細は参考1を参照（204ページ）

■高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる 特定建築物の建築の促進に関する法律（略称：ハートビル法）

一定規模の病院、劇場、百貨店、公共施設等の建築物について、バリアフリー化の努力義務を課したもの。改正ハートビル法（平成15年4月1日施行）では、一定条件の特別特定建築物の新設もしくは大規模な改良の場合は、バリアフリー化が義務づけられる。バリアフリー法の施行に伴い、交通バリアフリー法と統合された。

■国際シンボルマーク

障がいのある人々が利用できる建築物や施設であることを示す世界共通のマーク。障がいのある人々が住みやすいまちづくりを推進することを目的として、1969年に国際リハビリテーション協会により採択された。



■心のバリアフリー

高齢者、障がい者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について理解を深めるとともに、高齢者、障がい者等の施設の利用等を妨げないこと、高齢者、障がい者等の移動及び施設利用を手助けすること等の支援により、高齢者、障がい者等の円滑な移動及び施設利用に積極的に協力すること。

■コミュニケーション支援ボード

話し言葉でのコミュニケーションが困難な人たちや、日本語がわからない外国人とのコミュニ

ケーションを支援するためのボード。

■コミュニティバス

大型の路線バスとは異なり、駅から遠く、バス路線から外れている交通不便地域や道路が狭い地域に小型バスを走らせ、気軽に利用できるようにするもの。

■コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に中心市街地の活性化が図られた、暮らしに必要な諸機能が近接し、効率的で持続可能な都市。

さ 行

■サービス介助士

家事援助等に必要な入浴・排泄・食事などの介護技術を要しない「比較的元気な高齢の方や障がいのある方をお客様としてお迎えするときの介助技術」を、公益財団法人 日本ケアフィット共育機構が認定する資格。

■視覚障がい者誘導用ブロック

視覚障がい者を誘導するために床面や路面等に敷設される、線状、点状の突起をもった床材等のこと。

■施設設置管理者

公共交通事業者、道路管理者、路外駐車場管理者、公園管理者、建築主等、施設のバリアフリー化を行う事業者。

■JIS規格

JIS(=Japanese Industrial Standards) 日本工業規格。各製品の工業製品や品質の試験・測定方法などに一定以上の基準を作成したもの。全国で規格統一が図られていなかった視覚障がい者誘導用ブロックに関する規格が、平成13年9月に制定された。

■社会的障壁

障がい者にとって、日常生活や社会生活を営む上で障壁となるような、社会における事物(通行、利用しにくい施設、設備など)、制度(利用しにくい制度など)、慣行(障がいのある方の存在を意識していない慣習、文化など)、観念(障がいのある方への偏見など)その他一切のもの。

■重点整備地区

バリアフリー法に基づく基本構想に定める地区。バリアフリー化のための事業を重点的かつ一体的に推進すべき地区として市区町村が定めるもの。

■障害者の権利に関する条約

「障害者の権利に関する条約」(平成26年1月20日締結)の略称。障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利の実現のための措置等について定めるもの。

■障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年6月制定、平成28年4月1日施行)の略称。国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として制定され、差別の禁止と合理的配慮などを位置づけた。

■障がいの社会モデル

「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方のこと。

■障がい者用停車施設

『移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令』第23条に基づき、障がい者が円滑に利用できる停車の用に供する部分。

■触知図

視覚障がい者が利用する地図であり、面・線・点・点字等の地図情報を凹凸で表現したもの。

■スパイラルアップ

スパイラルアップとは、計画→実施→評価→改善を行いながら理想に向かっていくプロセスを意味し、「継続的に改善すること」として用いられる。

■生活関連経路

生活関連施設相互間の経路。

■生活関連施設

高齢者、障がい者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設。

■(バスの)正着

高齢者、障がい者等がバスに円滑に乗降できるように、バスが停留所との隙間を空けずに停車すること。

■性的マイノリティ

生物学的な性(からだの性)と性の自己意識(こころの性)が一致しない人、性的指向(人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念)が、同性や両性(男女両方)に向いている人などがおり、社会的には少数派となるそうした人たちのことを「性的マイノリティ」という。

■整備促進地区

重点整備地区の要件に概ね適合しているものの、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る観点から、まちづくり関連計画等の進捗状況や事業化に向けた合意形成のため中・長期的な位置づけが必要な地区で、かつ駅及び駅周辺のバリアフリー化が求められる地区(茅ヶ崎市独自の考え方にに基づきバリアフリー化を推進する地区)。

■^ソSOGI

性的指向(好きになる性)と、性自認(自分がどんな性別だと思うかという認識)のこと。

■ソフト

考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。それに対してハードは道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。

た 行

■多目的シート

介助によって、着替え、おむつ交換、排泄などを行う際に使用される大型のベッド。

■段鼻

階段の段板(踏み板)の先端部分のこと。

■超高齢社会

総人口に対して65歳以上の人口が占める割合(高齢化率)について、世界保健機構(WHO)や国連の定義によると、高齢化率が7%を超えた社会を「高齢化社会」、14%を超えた社会を「高齢社会」、21%を超えた社会を「超高齢社会」という。

■DX(デジタルトランスフォーメーション)

最新のデジタル技術を駆使し、戦略やプロダク

ト、業務フロー等を変革させていくことを表す概念。

■特定建築物

学校、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、ホテル、事務所、共同住宅、老人ホームその他の多数の人が利用する建築物又はその部分。

■特定事業

移動等の円滑化のために必要な施設の整備等に関する事業のこと。公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業及び教育啓発特定事業がある。

■特定事業計画

移動等円滑化基本構想に定められた事業に基づき、各施設設置管理者等がその事業を実施するために具体的な事業内容や計画期間等を定めた計画のこと。

■特別特定建築物

不特定かつ多数の人が利用し、又は主として高齢者、障がい者等が利用する建築物(特別支援学校、病院、診療所、劇場、観覧場、映画館、演劇場、集会場、公会堂、展示場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗、ホテル、旅館、保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署、老人ホーム、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設、身体障がい者福祉センターその他これらに類するもの、体育館、水泳場、ボーリング場、遊技場、博物館、美術館、図書館、公衆浴場、飲食店、理髪店、銀行、車両の停車場、駐車施設、公衆便所、公共用歩廊 等)。

■都市計画道路

円滑な都市活動を支え、都市生活者の利便性の向上、良好な都市環境を確保のため、都市計画法に基づき定める都市施設のこと。

■土地区画整理事業

土地区画整理事業は、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業のこと。

な 行

■内方線付点状ブロック

主に旅客施設において、点状ブロックのホーム

内側部分に、安全側を示す1本線が追加されたもので、視覚障がい者がホームの内側と外側を判別できるようにするもの。

■ニーリング

バスのエアサスペンションの空気を抜いて車体を傾け、乗降しやすくする機能。

■認定レベル1

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の別表に掲げる標準仕様認定項目（レベル1）を満たした一般車両

■認定レベル2

標準仕様ユニバーサルデザインタクシー認定要領の別表に掲げる標準仕様認定項目（レベル2）を満たした一般車両

■ノンステップバス

車両内で階段がないものをノンステップバスという。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。なお、ノンステップバスにおける乗降口床面の高さは270mm以下とする（公共交通機関の車両等に関する移動等円滑化整備ガイドライン）。

は 行

■ハード

道路や建築物、設備など主に施設に関するもの。それに対してソフトは考え方、システム、制度など主に運用に関するもの。

■バス接近表示システム

バスがいくつか手前のバス停留所まで到着したかを知らせる装置のこと。

■パブリックコメント

行政が計画を策定したりする際に、あらかじめ計画の原案を市民等に公表し、寄せられた意見を考慮して最終決定するための一連の手続きのこと。

■バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去。

■バリアフリースイートイレ

高齢者、障がい者等の利用に適正な配慮が必要なトイレの総称。

車いす使用者や発達障がいなど同伴が必要な人、乳幼児連れの人、オストメイト等の多様な利用者に対応した設備を設けたトイレ。

■バリアフリールート

障がい者などが円滑に移動できる経路。十分な有効幅員の確保や、段差・高低差の解消が図られていることが必要となる。

■ピクトグラム

「絵文字」「絵単語」などで、何らかの情報や注意を示すために用いられる視覚記号（サイン）の一つ。

■福祉タクシー

高齢者、障がい者等の外出を支援するタクシー及びそのサービスを指す。一般には、福祉車両（車いすや寝台を備えた車両）を使って、要介護者等を輸送するサービスが該当する。

■不当な差別的取扱い

障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供に当たって場所や時間帯などを制限すること、障がいのない人には付けない条件を付けることなど。

→詳細は参考3を参照（207ページ）

■ヘルプマーク

障がい等により、支援や配慮を必要としていることが外見からわからない方などが、周囲の人に配慮等を必要としていることを知らせるためのマーク。

や 行

■ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人々が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って、快適な環境とするようデザインすること。

■ユニバーサルデザインタクシー

車いす使用者に限らず、足腰の弱い高齢者、妊娠中の女性、ベビーカー利用者なども含め、だれもが使いやすいタクシーで、予約制の福祉限定による利用に限らず、だれもが気軽に利用できる（運賃は一般のタクシーと同じ）。

ら 行

■路外駐車場

道路の路面外に設置される自動車の駐車施設で、一般公共用の駐車施設のことをいう。

わ 行

■ワークショップ

「作業場」「工房」などの意味を持つ言葉で、何かについてのアイデアを出し合い、意思決定をする研究集会のことであり、様々な人が集まり、共通の体験、共同作業、体験の意見交換などにより相互理解を図り、新しい発見をし、問題解決の工夫を考えることをいう。

■ワンステップバス

床面高さに係る基準(65cm 以下)を満たしており、車両乗降部で一段段差があるものをワンステップバスという。車いす使用者の乗降の際は、スロープ板等を出す。

5 パブリックコメントの実施結果

- ・ 募集期間 令和5(2023)年5月30日(火)～ 令和5(2023)年6月30日(金)
- ・ 意見の件数 21件
- ・ 意見提出者数 8人
- ・ 内容別の意見件数

分類	項 目	件 数
1	「第1章 茅ヶ崎市バリアフリー基本構想とは」に関する意見	4件
2	「第4章 これまでの取組成果、課題・方針」に関する意見	1件
3	「第5章 全体基本構想」に関する意見	2件
4	「第8章 重点整備地区」に関する意見	7件
5	「第9章 整備促進地区」に関する意見	1件
6	「概要版」に関する意見	1件
7	「パブリックコメント実施全般」に関する意見	4件
8	その他の意見	1件
合計		21件

参考 1. 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の概要

※法改正の内容について、赤字は平成 30 年 11 月 1 日、平成 31 年 4 月 1 日施行
橙字は令和 2 年 6 月 19 日施行
青字は令和 3 年 4 月 1 日施行

1. 基本理念

バリアフリー法に基づく措置は、「共生社会の実現」「社会的障壁の除去」に資することを旨として行われなければならないことを基本理念として明記

2. 国が定める基本方針

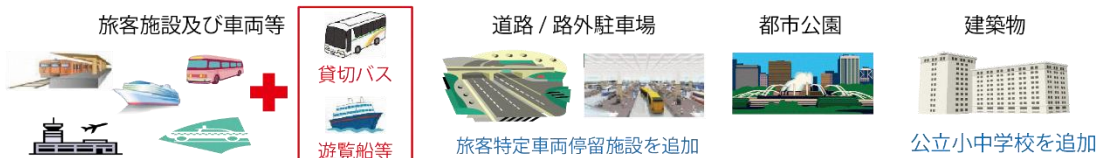
- 移動等円滑化の意義及び目標
- 国民の理解の増進及び協力の確保に関する事項
- 施設設置管理者が講ずべき措置
- 情報提供に関する事項
- 移動等円滑化促進方針（マスタープラン）の指針
- その他移動等の円滑化の促進に関する事項
- 基本構想の指針

3. 国、地方公共団体、施設設置管理者、国民の責務

4. 公共交通施設や建築物等のバリアフリー化の推進

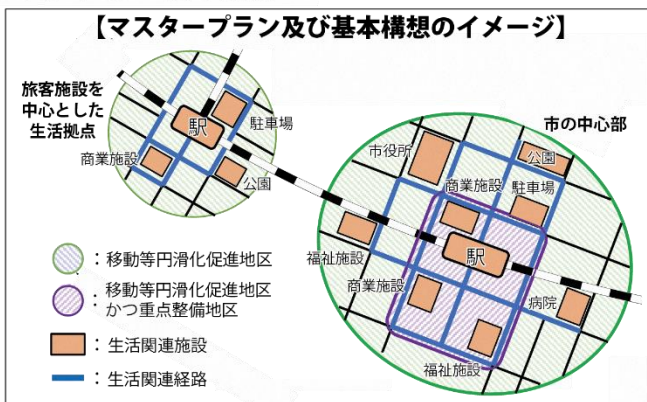
- ハード面の移動等円滑化基準の適合については、新設等は義務、既存は努力義務
- 新設等・既存にかかわらず、基本方針において各施設の整備目標を設定し、整備推進
- 各施設設置管理者に対し、情報提供、優先席、車椅子用駐車施設等の適正利用推進のための広報・啓発活動の努力義務
- 公共交通事業者等に対し、以下の事項を義務・努力義務化
 - ・旅客施設等を使用した役務の提供の方法に関するソフト基準の遵守（新設等は義務、既存は努力義務）
 - ・他の公共交通事業者等からの協議への応諾義務
 - ・旅客支援、職員に対する教育訓練の努力義務
 - ・ハード・ソフト取組計画の作成・取組状況の報告・公表義務（一定規模以上の公共交通事業者等）

【バリアフリー化基準適合義務の対象施設】



5. 地域における重点的・一体的なバリアフリー化の推進

- ・市町村が作成するマスタープランや基本構想に基づき、地域における重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進
- ・基本構想には、ハード整備に関する各特定事業及び「心のバリアフリー」に関する教育啓発特定事業を位置づけることで、関係者による事業の実施を促進（マスタープランには具体の事業について位置づけることは不要）
- ・定期的な評価・見直しの努力義務



6. 当事者による評価

- ・高齢者・障害者等の関係者で構成する会議を設置し、定期的に、移動等円滑化の進展の状況を把握・評価（移動等円滑化評価会議）

国土交通省資料をもとに作成

参考 2. 移動等円滑化の促進に関する基本方針の概要

一. 移動等円滑化の意義及び目標

○移動等円滑化の意義

本格的高齢社会の到来や自立と共生の理念の浸透など、高齢者、障害者等を取り巻く社会情勢の変化等に対応

○移動等円滑化の目標

旅客施設や車両、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機、基本構想、移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）等について、令和7年度末を期限として、より高い水準の新たなバリアフリー化の目標を設定 ⇒「表 移動等円滑化の目標」参照

二. 施設設置管理者が講ずべき措置

○施設及び車両等の整備

移動等円滑化基準への適合及びその維持について、新設等は義務づけられており、既存においても適合させるために必要な措置を講ずるよう努める。

○適切な役務の提供

役務の提供の方法に関する基準の遵守にあたっては、マニュアルの作成や教育訓練を通じ、その職員等関係者に対し当該基準を遵守するための対応方法を習得させることが求められる。

○利用者支援

移動等円滑化を図るためには、ハード面の整備のみならず、職員等関係者によるソフト面の利用者支援が必要であり、利用者支援を行う際には、利用者の意思を尊重し、敬意を持った対応を行うことが重要である。

○適切な情報の提供

施設設置管理者が利用者に対して必要な情報を適切に提供することが必要であり、視覚情報や聴覚情報により分かりやすく提供することに留意する必要がある。さらに、必要な情報は事前に把握できるようインターネットやパンフレット等により提供することが望ましい。

○職員等関係者に対する適切な教育訓練

施設設置管理者は、高齢者、障害者等の多様なニーズ及び特性を理解した上で、正当な理由なくこれらの者による施設及び車両等の利用を拒むことなく、円滑なコミュニケーションを確保する等適切な対応を行うよう継続的な教育訓練を実施する必要がある。

○高齢者障がい者等用施設等の適正な利用の推進

高齢者、障害者等の円滑な利用が確保されるよう、適正な配慮が行われることが必要であり、ポスター掲示や車内放送による呼びかけ等の広報活動及び啓発活動を行うことが重要である。

三. 移動等円滑化促進方針の指針

○移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義

移動等円滑化促進方針において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を移動等円滑化促進地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る方針を示すことが必要であり、できる限り多くの市町村が移動等円滑化促進方針の作成に取り組むことが重要である。

四. 基本構想の指針

○重点整備地区における移動等円滑化の意義

基本構想において、生活関連施設が集積し、その間の移動が通常徒歩で行われる地区を重点整備地区として定め、生活関連施設及び生活関連経路の移動等円滑化に係る各種事業を重点的かつ一体的に推進することが必要であり、出来る限り多くの市町村が基本構想の作成に取り組むことが重要である。

○基本構想に即した各種事業の重点的かつ一体的な推進のための基本的視点

- ・市町村の基本構想作成による事業の効果的な推進
- ・基本構想作成への関係者の積極的な協力による事業の一体的な推進
- ・地域住民等の理解及び協力

五. 移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

○「心のバリアフリー」の取組に当たっての留意事項

- ・障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。
- ・障害のある人(及びその家族)への差別(不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供)を行わないよう徹底すること。
- ・自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

六. 移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

○移動等円滑化に関する情報提供の重要性

高齢者、障害者等が自らの障害特性に応じて、移動に係る経路若しくは手段又は利用可能な施設を選択するため移動等円滑化に関する情報の取得が不可欠である。また、避難等に係る必要な情報が迅速かつ確実に提供されるよう、情報提供に関する環境を整備する必要がある。

○観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供

高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を適確に把握できる環境を整備する必要がある。

七. 移動等円滑化の促進のための施策に関する基本的な事項その他

○地方公共団体の責務及び講ずべき措置

地域の実情に即して、移動等円滑化のための事業に対する支援措置や移動等円滑化に関する地域住民の理解を深めるために必要な措置を総合的かつ計画的に講ずるよう努めるとともに、移動等円滑化促進方針協議会を活用すること等により移動等円滑化の進展の状況等の定期的な評価を行うよう努めることが必要である。

表 移動等円滑化の目標

項目			令和7(2025)年度末までの目標(全国値)
鉄軌道駅	鉄軌道駅		・1日平均利用者数3,000人以上(重点整備地区内の生活関連施設は2,000人以上3,000人未満)を原則100%
		ホームドア・可動式ホーム柵	・利用実態を踏まえて可能な限りバリアフリー化
	鉄軌道車両		・優先度が高いプラットフォームでの3,000番線を整備(そのうち一日平均利用者数100,000人以上の鉄軌道駅を800番線)
バス	バスターミナル		・約70%
	乗合バス	ノンステップバス	・1日平均利用者数3,000人以上(重点整備地区内の生活関連施設は2,000人以上3,000人未満)を原則100%
		リフト付きバス等	・利用実態等を踏まえて可能な限りバリアフリー化
タクシー	福祉タクシー車両		・約80%(リフト付きバス等を除く)
	ユニバーサルデザインタクシー		・約25%
道路	特定道路		・約90,000台
都市公園(2ha以上)	園路及び広場		・約70%
	駐車場		・約70%
	便所		・約60%
路外駐車場	特定路外駐車場		・約70%
建築物	公立小学校等を除く特別特定建築物(2,000㎡以上)		・約75%
信号機等	主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等		・原則100%
基本構想等	移動等円滑化促進方針		・約350市町村
	基本構想		・約450市町村
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」という用語の認知度		・約50%
	高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人		・原則100%

「移動等円滑化の促進に関する基本方針」をもとに作成

参考3. 障がいを理由とする差別に関する事例集

本市では、平成28(2016)年の「障害者差別解消法」施行を前に障がい当事者やご家族にヒアリングを行い、その集計結果を「障がいを理由とする差別に関する事例集」を作成しました。広く市民の皆様にご覧いただくことを目的に、事例集の抜粋を以下に整理します。

図 障がいを理由とする差別に関する事例集の抜粋（茅ヶ崎市）

■行政機関	
障がいを理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	・様々な手続きが書類で行われることが多く、代筆してもらうこともあるが、自分で手続きができないことで、疎外感を感じることがある。 ・会議の当日に資料を渡されてもわからない。 ・市の意志疎通支援が、盲・ろう障がい者中心となっている。 ・市役所の対応が悪いと感じる。 ・会議資料が多いため、理解しにくい。
障がいを理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	・警察・社協にも手話通訳がいると助かる。 ・市役所に行かなければ手続きできないこともあり、大変だと感じる。配慮してほしい。 ・タクシー券を郵送してほしい。 ・市からの文書は点字で送ってほしい。 ・行政の文書は難しい。ルビをふればいいというものでもない。 ・わかりやすい文書を作成することが必要と思うが、それを作成する難しさも理解している。行政職員と当事者や家族会と一緒に作る、協働チームみたいなもので取り組めると良いと思う。 ・目に見えない障がいについても基本的な対応スキルをすべての職員が知ってほしい。 ・視覚的な説明ツールを用意してほしい。（絵・写真による段取りの手順表、誘導シール、目立つ表札） ・聴覚過敏な人のための防音面談室、整理された（必要なもの以外置いていない）部屋が必要。 ・申請書の書き方について見本があると良い。 ・書類に漢字が多いので、職員が読み上げてほしい。 ・文書の内容が難しい。 ・喉頭摘出し、発語ができない人に対してコミュニケーションの配慮をしてほしい。 ・市議会について、今後も障がい者の市議会議員が選出される可能性があるため、車いすの議員が登壇しやすいよう配慮してほしい。 ・障がい福祉のあんないの内容をわかりやすくし、見やすいよう大きい文字にしてほしい。 ・精神障がいの普及啓発をして、世間の理解を深めてほしい。 ・わかりやすく説明をして、当事者の話をしっかり聞く対応をしてほしい。 ・役所の窓口で手続きの時に、わかりやすくていねいに説明してほしい。親もだんだんと高齢になり、制度が変わったときなど、「こんなことも知らなかったんですか？」というふうに言われた。 ・これは地方公共団体をお願いすることではないのかもしれませんが、娘はここ数年選挙に行くようになりました。知的障がい者に対する情報提供の配慮が全くありません。選挙広報も候補者の出すアピールのチラシも、娘には理解できません。福祉の向上をうたっている候補者でさえ本人向けの物は見たことがありません。投票もしにくいと思います。例えば、いまのように姓名を書くのではなく、チェックをいれるようにするなど、簡単にする方法もあると思います。

■行政機関	
	・筆談をお願いされたら必ず応じること。 ・障がい福祉課以外の課でも障がい者のことをきちんと理解していただき、対応してほしい。
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったことなどがあれば教えてください。	・障がい福祉課の窓口の対応が良かった。 ・グループホームの家賃補助があって助かっている。 ・市役所で働いた時に職員さんが親切にしてくれた。 ・成人式の式典の際、障がい者の席を設けてくださり、何もためらうことなく出席させていただけたことに、大変感謝いたしました。 ・娘の成人式の時、中学時の先生たちから新成人へのビデオレターが各中学校ごとにあったが、障がいのある新成人には何もなかった。せっかく頑張って出席したのに、娘とその友達は寂しそうにしていた。担当の課へお願いしたら（たぶん頭に血が上って、怒りのお願いだったと思います。ごめんなさい。）次の年から養護学校の先生からのビデオレターがはいるようになった。
■お店	
障がいを理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	・ホテルに1人で宿泊しようとしたら、ホテルのスタッフから「単独で泊まってもらっては困る」と言われた。 ・クレジットカードの作成や支払時、生命保険の加入や投資の手続き等、署名が代筆ではできないことがある。人によっては自力で書くことができるが、字を書くことができない人もいる。 ・スーパーでお釣りをヘルパーに渡すことがあり、自分の存在が意識されていないと感じる。 ・ホテルの対応は良いと感じることが多い。従業員の教育がなされ、理解がある。自然に対応してくれる。一方で、旅館はあまり理解がないと感じる。行動を常に見張られている感じがおり、例えば、間違った方向へ行こうとすると、すぐに話しかけてくる。 ・自閉症の人がレストランで大声を出し、出入り禁止になった。 ・ファミリーレストランで女子高生が騒いでいても何も言われないのに、障がいのある息子が奇声を上げると「今後、入店をご遠慮ください」と言われた。 ・計算が苦手なため、レジでもたついていたら、店員に急いでほしいとアピールされたことがある。（市役所でも同じ経験をしたことがある。） ・店内が狭いためラーメン屋に入れない。 ・ATMの画面が操作できない。（画面が高いため） ・スーパーのレジが狭くて、車椅子で通ることができない。
障がいを理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	・障がい者割引が適応になるサービスをもっと作ってほしい。（例えばフィットネスクラブ等）
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったことなどがあれば教えてください。	・百貨店是对応がしっかりしている。総合案内に行けば、案内の人が来てくれる。スーパーは従業員が忙しいため、あまり対応してくれない。最近では、ヘルパーを利用して外出する人が多く、単独で外出すると、付き添い者の有無を確認される。 ・大勢でレストランに行った時、席を用意してくれた。 ・スーパーの高い位置にある商品を取れずにいたら、近くのお客さんが声をかけてくれ、商品を取ってくれた。 ・スーパーの店員さんが親切にしてくれた。

■お店	
	・デパートによっては車椅子・ベビーカー専用のエレベーターがある。 ・買い物の際に店員さんが手伝ってくれた。 ・ミアクチーナ辻堂に高齢者優先の駐車場マークのついた駐車場があった。 ・宿泊、飲食施設で対応の人が筆談で応じてくれた。宿泊案内から食事の説明まで丁寧に筆談で案内してくれた。 ・旅行先で観光案内の人に電話代行をお願いしたら快く応じてくれた。

■公共交通	
障がい理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	・電車やバスを利用する際、電光掲示板等に表示される情報を見ることができないため、状況がわからない。 ・障がい当事者が電車の中で声を出していたら、乗客から「声何とかならない」と言われた。 ・道路の端が斜面になっており、車いすの人は真ん中を通らなければならない。車が来ると避けることも大変。 ・通勤時間帯等の満員電車に車いすの人が乗ると、周囲の視線が冷たい。 ・電車の中でじろじろ見られたり、大きな声を出したとき「あんたの育て方が悪い」と言われた。 ・子ども用のSuicaはあるが、障がい者用Suicaは定期以外ないため、割引を利用するためには、その都度、みどりの窓口で切符を購入するしかない。子ども用Suicaのように、自動的に割引になる障がい者Suicaがほしい。 ・電車に乗る際に結局30分以上待つことになる。 ・自分が乗っている電車が事故等で緊急停車したときの音声アナウンスが聞こえず、不安になる。しかたなく手元のスマホで情報を調べるが、何が起きたのか不明なことが多い。
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったことなどがあれば教えてください。	・空港では案内の人がついてくれる。搭乗する際には最初に乗せてくれ、降りる時は最後に降ろしてくれる。機内では、キャビンアテンダントが声をかけてくれる。 ・JRの対応は良い。階段の手すりに点字がついており、行き先がわかりやすい。また、ホームや乗車の際に案内してくれたり、降車時も到着の駅へ連絡がなされている。 ・電車に乗っている時に席を譲ってくれた。 ・電車に乗った時に、息子をみて、席を譲ってくださった。降りるのを嫌がって、親が困っているのを見て、乗客の方が手を貸して下さり、一緒に降ろして下さったこともあった。じろじろ見られたり、怒鳴られたりしたこともあるが、反対にそういう親切を受けることもあった。

■公共施設等	
障がい理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	・市立病院の駐車場について、障がい者専用の駐車スペースに健常者が停めている。また、屋根がついている障がい者の駐車スペースが少ない。障がい者の駐車スペースに停めるため、予約の時間より早く到着するようにしている。 ・点字ブロック が剥がれかかっているものがあり、転倒の危険性がある。 ・駅にあるエレベーターが車いすの人にとっては狭い。 ・今のように障がい者用トイレがない時に、本当に困った。親子が異性だとどちらのトイレにも入れない。 ・学校にスロープがない。 ・障がい者専用の駐車場に車が止まっていることが多い。

■公共施設等	
	・公園等に自転車・バイク止めの柵があることで、車椅子で通ることができない。 ・プールで着替えるところが少ない。 ・エレベーターが遅くまで動いていることが少なく、夜遅くに帰ってくることができない。 ・エレベーターになかなか乗れない。 ・遊園地等で乗れない乗り物がたくさんある。 ・観光旅行で音声ガイドが聞こえず、楽しみが半減した。博物館等では音声ガイドがあるが、聞こえず、タブレットを貸してくれるところもあるが、説明が聞こえない。
障がい理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	・自閉症を知っている人のあたたかい態度・適切な環境の用意。（パニック時にクールダウンできるスペースがある、むやみやたらに声をかけない等） ・茅ヶ崎駅のエレベーターは24時に止まってしまう。せめて始発～終電までは可動してほしい。朝早くや夜遅くになると出掛けることができない。 ・文化会館で車椅子スペースは後ろの端で、しかも付き添いは隣に座ることができず、前後に座ることになってしまう。取り外し式のイスがあればよい。 ・トイレの問題で飲食店になかなかはいることができないため、せめて駅周辺に車椅子も入ることができるトイレを増やしてほしい。 ・市役所の窓口は個人情報筒抜けになっているので、改善してほしい。 ・新庁舎の障がい者用駐車場の場所は利便性を考えてほしい。（屋根がついている。エレベーターが近い等） ・トイレにポータブルベッドをつけてほしい。 ・公共の施設を改修する際は車椅子利用者のことも考えてほしい。（扉は引き戸にする等） ・公共施設・公共交通機関でアナウンスを流すときは文字による情報も提供すること。 ・スポーツイベント、お祭り、娯楽施設、観光施設等にも、文字による情報提供、または手話通訳者の設置をすること。 ・神奈川県聴覚障害者福祉センターのような設備がほしい。
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったことなどがあれば教えてください。	・某旅行会社の団体ツアーでは、手話通訳者が同行することがある。 ・ある試験会場に行ったら、受付の人が手話で案内してくれた。非常に助かりました。 ・高速道路のサービスエリアにはトイレが多数あり、順番待ちができない特性を持っているため、助かっている。 ・以前よりエレベーターの設置が増えた。 ・市役所分庁舎の入口の段差が解消された。

■教育	
障がいを理由とする差別とは、どんなものが挙げられると思いますか。	・子どもははじめての社会での所属の場として幼稚園、保育園へ通うことになりますが、障がいを理由に断られたり、園に頭をさげるなどの苦勞をしないと定形発達の子どもたちと同じ場での生活を受け入れてもらえない場合があります。 ・支援級の子が部活に入らないよう誘導された。(他の生徒の内申書に影響するため) ・学校プールや調理室の利用予約が健常児クラス優先で入れられる。 ・養護学校スクールバスには小～高校生まで乗るのに動物イラスト(幼稚園バスのように)が描かれている。 ・学校の指導で教師が「おてて洗おう」、「歯磨きごしごし」などの幼児語を使う。 ・20年以上前のことだが、障がいのある娘は普通級に通っていた。年度末に同じように普通級に通わせていた障がい児の親は校長室に集められ、特別学級(現在の支援級)に移るように言われた。もちろん断ったが、とても傷ついた。 ・小学校の卒業式の時、特別学級(今の支援級)には日時等の通知は来たが、詳しい内容(クラスごとの着席の場所、入場の順番など)の文書は忘れたのか届かず、とても困ったし疎外感を感じた。普通級にいた障がい児には文書はもちろん届いていた。
障がいを理由とする差別を解消するために、地方公共団体または事業者が考えるべき、合理的配慮とは、どんなものがあると思われますか。	・小学校から中学校に進学する際、事前に中学校の特別支援学級の先生に子供の特性を話していたが、入学後、担任の先生のそのことが伝わっていなかった。 ・保育園・幼稚園に対して、障がい理解のある専門家の派遣や障がい者が明確ではなくても、子どもであれば一緒に生活することのできるような人(先生)がつけられるようなシステムづくりが必要だと思います。 ・いじめを受けた子はいじめと思わない場合があるので、難しいのですが、学校・親・相談機関の連携はとても大切だと思います。 ・学習支援について、一般の塾に行くことは難しい。勉強ができないことを理由にいじめられることが多い。そのため、いじめられない程度の学力が身につくような学習支援があればいいと思う。
障がいのある方への配慮として良かったと思ったこと、配慮があって助かったこと等があれば教えてください。	・子どもの幼児期に通園施設へ通って専門療育を受けられたことはその後の育ちに大きく影響しています。思い切って施設の門をくぐって今は良かったと思っていますが、子どもが3歳の時期にはとても勇気のいることでした。 ・学校でも熱心な先生方に担任していただいて、配慮の中、学校生活を普通級で過ごしています。軽度の障がいの子どもは、その子のおかれる環境によってとても大きく生活も変わると思います。 ・小さいころから「つつじ学園」、小中学校の支援級、支援学校に通えたことは良かったと思います。人の中で極度の緊張があるため、少人数で落ち着いた環境で勉強させてもらった15年間は貴重な年月でした。親にとって安心して子供を通わせる場所があって助かりました。
その他	・学校の先生に自分の子供の特性を伝えることができない親はいる。 ・就学前からの療育が重要であり、療育を受けている子供は、その後の集団生活や対人関係における成長に大きな効果がみられる。

また、障害者差別解消法をわかりやすく説明した「障害者差別解消法をご存知ですか?」と、障がいのある方の声「わたしたちの声」のチラシを作成し公開しています。

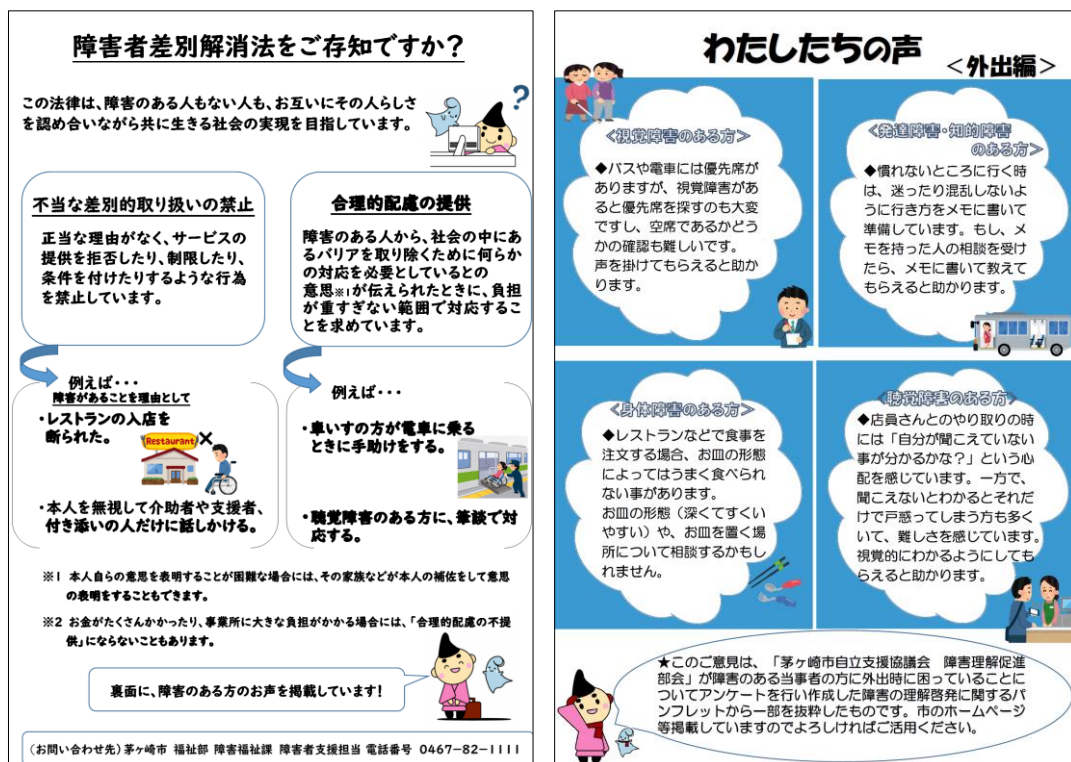


図 障害者差別解消法に関するチラシ（茅ヶ崎市）

内閣府ホームページでも、「関係府省庁所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」や「合理的配慮等具体例データ集」を公開していますので、事業者の皆様は適宜ご確認いただき、適切な合理的な配慮の提供にご協力をお願いします。

御利用にあたって

参考事例集は、合理的配慮や不当な差別的取扱いの具体例だけではなく、いわゆる事前的改善措置・環境整備にあたる内容も含んでいます。

本データ集には、内閣府の管理下でない外部のウェブサイトへのリンクが多く含まれます。外部のウェブサイトの操作方法・不具合等は各ウェブサイトの管理者にご確認ください。

障害の種別から探す

1 全般	2 視覚障害	3 聴覚・言語障害
4 盲ろう	5 肢体不自由	6 知的障害
7 精神障害	8 発達障害	9 内部障害、難病等

生活の場面から探す

1 行政	2 教育	3 雇用・就業
4 公共交通	5 医療・福祉	
6 サービス(買物、飲食店など)	7 災害時	

図 合理的配慮等具体例データ集のトップページ（内閣府ホームページ）

茅ヶ崎市バリアフリー基本構想

令和5(2023)年8月発行 220部作成

発 行 茅ヶ崎市 都市部都市政策課

〒253-8686 神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電 話 0467-81-7181(直通)

F A X 0467-57-8377

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>



携帯サイト
2次元バーコード



茅ヶ崎市